

# 障がい者のための 福祉ガイド

～障がいのある人もない人も

共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会を目指して～



2026 年度版  
高岡市  
TAKAOKA



障がい者手帳の交付	1
医療費の助成	2
障がい福祉サービス・児童通所支援等	3
地域生活支援事業	4
在宅福祉サービス	5
住宅関連の支援	6
年金や手当の支給	7
税の負担の軽減	8
公共料金等の割引	9
社会参加促進	10
その他の福祉サービス	11
教育機関	12
相談窓口	13
資料	

## ガイドの使い方

- 1 このガイドは、障がいのある方々に対する福祉制度やサービスについて説明したものです。もっと詳しく知りたいときや実際に申請などを行う場合には、担当窓口へお問合わせください。
- 2 このガイドは、2026年4月現在の状況に基づき作成されています。その後、法律改正等により内容や金額が変更になることがありますので、ご了承ください。
- 3 このガイドの見方は、まず目次をご覧になって必要な項目を探るか、早見表をご覧になり、該当ページをお開きください。

この福祉ガイドを、皆様の生活の中でお役立ていただければ幸いです。

### 「障がい」の表記について

「障がい」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間内をめぐり一定の結論をえることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快さを感じる場合があることから、高岡市障がい者のための福祉ガイドにおいては、法律等で使用されている用語、関係団体・施設の名称、制度の名称などの専門用語を除き、「障がい」の表記としました。

## 目

## 次

等級別早見表	3～4
<b>1 障がい者手帳の交付</b>	
身体障害者手帳	5
療育手帳	6
精神障害者保健福祉手帳	6
高岡市外へ転出される方へ	7
発達障がいの方へ	7
ミライロID	7
障がい者に関するマークの紹介	8
<b>2 医療費の助成</b>	
重度心身障害者等医療費助成	9～10
自立支援医療費（更生医療）支給	11
自立支援医療費（育成医療）支給	11
自立支援医療費（精神通院医療）支給	12
自立支援医療の利用者負担上限額	12
特定疾患医療費助成	13
小児慢性特定疾病医療費助成	13
特定疾病医療費助成（慢性腎不全等）	13
<b>3 障がい福祉サービス・児童通所支援等</b>	
総合的に支援するサービスのしくみ	14
サービス利用までの流れ	15
サービス等利用計画・障害児支援利用計画	16
障がい福祉サービス（介護給付）の内容	17
障がい福祉サービス（訓練等給付）の内容	18
地域相談支援の内容	18
介護保険制度と総合支援法との適用関係	18
児童通所支援の内容	19
サービス利用者負担上限額	19
障がい福祉サービス事業所について	20
<b>4 地域生活支援事業</b>	
移動支援事業	20
訪問入浴サービス事業	20
日中一時支援事業	20
地域活動支援センター事業	20
地域生活支援	20

<b>5 在宅福祉サービス</b>	
補装具	21
日常生活用具	22～24
軽度・中等度難聴児のための補聴器購入費助成	25
人工内耳の電池交換費用助成	26
心身障がい児(者)歯科診療	26
スポーツ備品の貸出	26
図書・録音図書の貸出	26
点字図書等の貸出、閲覧	26
県聴覚障害者ビデオライブラリー	26
車椅子の貸出	26
<b>6 住宅関連の支援</b>	
住宅改修費の助成（日常生活用具給付事業）	27
住宅改善費の助成（県単独事業）	27
住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額	28
住みよい家づくり資金融資	28
公営住宅への入居	28
<b>7 年金や手当の支給</b>	
障害基礎年金	29
障害厚生年金	29
特別障害給付金	30
特別児童扶養手当	31～32
児童扶養手当	33
障害児福祉手当	34
特別障害者手当	35～36
高岡市中心身障害者福祉年金	37
高岡市重度心身障害者等介添年金	37
心身障害者扶養共済制度	38
<b>8 税の負担の軽減</b>	
所得税・住民税	39
個人事業税の非課税と減免	39
贈与税の非課税	39

相続税の控除	40	ヘルプマークの交付とヘルプカード	49
自動車税・軽自動車税	40	視覚障がい者の郵便料	49
少額貯蓄の利子等に対する税	40	青い鳥郵便葉書の無償配布	49
<b>9 公共料金等の割引</b>		成年後見制度利用支援事業	49
有料道路	41	福祉避難所	50
あいの風とやま鉄道、JR、路面電車、路線バス、国内航空	42	避難行動要支援者名簿への登載・個別避難計画の作成	50
公営バス	43	NET119緊急通報システム	50
タクシー料金	43	富山県ゆずりあいパーキング利用証制度	51
福祉タクシー利用券	43	おでかけあんしんシール交付事業	51
市営駐車場割引	44	<b>12 教育機関</b>	
NHK放送受信料	44	小学校・中学校・義務教育学校	52
その他の料金割引制度	45	特別支援学校	52
<b>10 社会参加促進</b>		<b>13 相談窓口</b>	
スポーツ教室の開催	46	志貴野相談支援センター	53
音楽活動	46	障がい者相談支援センターかたかご	53
声の広報・発行	46	あしつきふれあいの郷生活支援センター	53
手話奉仕員養成講習会	46	Hub center りすの森	53
自動車運転免許取得費の助成	46	富山県高岡児童相談所	53
自動車改造費の助成	46	富山県発達障害者支援センター	53
富山県福祉バス・貸切バス借上料補助事業	47	富山県高次脳機能障害支援センター	53
盲導犬の購入費助成	47	富山県ひきこもり地域支援センター	53
身体障がい者リハビリ教室	47	富山県障害者職業センター	53
視覚障がい者の生活訓練	47	高岡障害者就業・生活支援センター	53
聴覚障がい者のコミュニケーション支援	47	高岡公共職業安定所	53
<b>11 その他の福祉サービス</b>		高岡聴覚総合支援学校	53
生活福祉資金貸付制度	48	富山視覚総合支援学校	53
日常生活自立支援事業	48	呉西地区成年後見センター	53
選挙の郵便投票	48	窓口一覧	54
選挙の点字投票	48	<b>資料</b>	
		身体障害者障害程度等級表	55～56

# 障がい者福祉サービス 等級別早見表

制度	医療費の助成										障がい福祉サービス・児童通所支援等		
	(者重度心身障害)	(者軽度心身障害)	助一部負担金	更生医療	育成医療	精神通院	特定疾患	特小定見疾慢病性	性特定疾病(慢性腎不全等)	介護給付	訓練等給付	児童の通所	
身体	視覚	1・2級	4～6級	1～3級	1～6級	同身体障害者手帳所持者との				い。慢性腎不全等の患者の方が対象となります。詳細につきましては各健康保険(保険者)にお問い合わせ下さい。	詳しくは下記ページをご覧ください。		
	聴覚	2級	4・6級	2・3級	2～4級・6級								
	平衡機能		5級	3級	3・5級								
	音声言語 そしゃく機能		そしゃく機能4級	3級 音声・言語4級	3・4級								
	肢体不自由												
	上肢	1・2級	4～6級	1～3級	1～6級								
	下肢	1・2級	4級の 一部5・6級	1～3級 4級の 一部	1～6級								
体幹	1・2級	5級	1～3級	1～3級・5級									
内部	1・2級	4級	1～3級	1～4級									
療育	A	B	A										
精神	1級		1・2級			○							
特定疾患(難病)							○	○					
障害年金			1・2級										
対象範囲	65歳未満	65～69歳	65歳以上	18歳以上	18歳未満			18歳未満					
所得制限	世帯の前年合計所得金額が1,000万円未満			有	有		有						
併給制限													
マイナンバーの記載	必要	必要	必要	必要	必要							必要	
窓口	社会福祉課						厚生センター		各健康保険(保険者)	社会福祉課			
ページ	9・10	9・10	9・10	11	11	12	13	13	13	14～19			

制度	地域生活支援事業			在宅福祉サービス				住宅		年金や手当の支給									
	移動支援	訪問入浴	日中一時支援	補装具	日常生活用具	歯科診療(者)心身障害児	各種貸出	住宅改修	住宅改善	障害基礎年金	障害厚生年金	手特別児童扶養手当	児童扶養手当						
身体	視覚	詳しくは下記ページをご覧ください。		1～6級	詳しくは下記ページをご覧ください。	詳しくは下記ページをご覧ください。	詳しくは下記ページをご覧ください。			国民年金法に定める1・2級に該当するもの	国民年金法に定める1・2級に該当するもの	1～3級	1・2級						
	聴覚			2～4級・6級				2級											
	平衡機能																		
	音声言語 そしゃく機能																		
	肢体不自由																		
	上肢			1～6級				1級 2級の一部											
	下肢			1～6級				1・2級 3級の一部											
体幹	1～5級	1～3級																	
内部	心臓・呼吸障がいで歩行不能	※1	1～3級	1・2級															
療育								A			A Bの一部	A							
精神											○	○							
特定疾患(難病)			要相談										○						
対象範囲							6歳以上		20歳以上	20歳以上	20歳未満	※2							
所得制限							有	有			有	有							
併給制限												有							
マイナンバーの記載			必要								必要	必要							
窓口	社会福祉課			下記参照	下記参照				保険年金課	年金事務所	子ども・子育て課								
ページ	20	21	22～24	26	26	27	27	29	29	31・32	33								

※1：障害者総合支援法で車椅子の交付を受けている方 ※2：児童が18歳に達した最初の3月31日まで



# 1 障がい者手帳の交付

障がい者手帳の交付を受けることで、福祉制度やサービスを受けることができます。

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）TEL：20-1369

## 身体障害者手帳（赤色）

- 1 対象者：視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、上肢、下肢、体幹、運動機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸機能、小腸機能、ぼうこう機能、直腸機能、免疫機能、肝臓機能に、永続的な障がいがある方
- 2 障がい程度：重い方から順に 1 級から 6 級まで分けられています。（P55～56 参照）  
※交通機関の割引に適用される程度で 1 種と 2 種があります。（P41～44 参照）
- 3 交付申請に必要なもの

(1) 診断書	身体障害者福祉法第 15 条指定医師が記載したもの。 なお、診断書の様式は富山県 HP または社会福祉課にあります。
(2) 顔写真	たて 4cm×よこ 3cm 1 年以内に撮ったもの。
(3) 在留カード	外国籍の方のみ

- 再認定が必要な方は、手帳の写真の下に再認定日が記載されています。（再認定日の 2 ヶ月前から更新手続きができます。更新案内いたします。）
- 障がいの程度が変わった際や手帳を紛失、破損された際は再交付の申請をすることができます。
- 本人または保護者の氏名、住所が変わった際や死亡された際は届け出てください。
- 身体障害者福祉法第 15 条指定医師については、社会福祉課にお問い合わせいただくか、下記ホームページからもご確認いただけます。

病院の所在地が富山市以外…富山県障害福祉課

[身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の指定医師について]※関連ファイル内に指定医師名簿があります。

病院の所在地が富山市…富山市障害福祉課

[身体障害者福祉法第 15 条の指定医師の申請等]※添付ファイル内に指定医師名簿があります。



(県 HP)



(富山市 HP)

## 療育手帳（緑色）

- 1 対象者：知的発達に一定以上の障がいがある方
- 2 障がい程度：重い方から順に A と B に分けられています。
- 3 交付申請に必要なもの

(1)顔写真	たて4cm×よこ3cm 1年以内に撮ったもの。
(2)母子手帳	お持ちの方のみ。成育歴などをお聞きする際に参考になります。

- 申請の際は、お尋ねすることなどがありますので、なるべく本人の生育歴等を説明できる方が一緒に来られるようお願いいたします。
- 再判定が必要な方は、手帳の「次の判定年月」の欄に記載があります。（次の判定年月の2ヶ月前から更新手続きができます。更新案内はいたしません。）
- 障がいの程度が変わった際や手帳を紛失、破損された際は再交付の申請をすることができます。
- 本人または保護者の氏名、住所が変わった際や死亡された際は届け出てください。

## 精神障害者保健福祉手帳（青色）

- 1 対象者：精神疾患のため、長期にわたり日常生活または社会生活上の制約がある方
- 2 障がい程度：重い方から順に1級から3級まで分けられています。
- 3 交付申請に必要なもの

- ・障害年金証書で申請する場合

(1)障害年金証書	精神障がいを支給事由に障害年金を受給している方は、障害年金証書や年金振込（支払）通知書など基礎年金番号のわかる書類をお持ちください。
(2)顔写真	たて4cm×よこ3cm 1年以内に撮ったもの。

- ・診断書で申請する場合

(1)診断書	所定の診断書の様式は社会福祉課にあります。 精神障がいを支給事由に障害年金を受給している方は診断書が不要です。
(2)顔写真	たて4cm×よこ3cm 1年以内に撮ったもの。

- 2年ごとに更新手続きが必要です（有効期限日の3ヶ月前から更新手続きができます。更新案内はいたしません。）
- 初診日から6ヶ月以上経過している必要があります。
- 障がいの程度が変わった際や手帳を紛失、破損された際は再交付の申請をすることができます。
- 氏名、住所が変わった際や死亡された際は届け出てください。

## 高岡市外へ転出される方へ

障がい者手帳を、転出先の市区町村の福祉担当窓口へ届け出てください。ただし、障がい者支援施設等に入所している方（居住地特例の対象者）は、高岡市役所社会福祉課に届け出てください。

## 発達障がいの方へ

発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現する障がい」を指します。具体的な例として、視線が合わない・言葉が出ない・場面にふさわしい行動がとれない・集団行動がとりにくい等が挙げられます。早期に発見し発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることが特に必要です。気になることがあれば、社会福祉課または下記までご相談ください。

【高岡市きずな子ども発達支援センター】

〒933-0015 高岡市江尻 279 番地 (TEL: 0766-21-3615)

【富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」】

〒931-8517 富山市下飯野 36 番地 (TEL: 076-438-8415)

## 手続きの際はマイナンバーカードを忘れずにお持ちください

障がい福祉に関する手続きには、原則「マイナンバー確認」と「本人確認」が必要になります。

マイナンバーカードはマイナンバー確認と本人確認がカード1枚で可能です。

## ミライロ ID

令和7年4月1日より、高岡市では障がい者手帳の情報をデジタル化するスマートフォン向けアプリ「ミライロ ID」を導入しました。障がい者手帳の提示により観覧料等の割引が受けられる市内の公共施設等では、障がい者手帳の提示に代えて「ミライロ ID」の提示でも割引を受けることができます。「ミライロ ID」が利用できる施設等には、目印としてステッカーやポップスタンドを設置してあります。

なお、県外や市外の公共施設等で「ミライロ ID」が利用できない場合がありますので、鞆などに障がい者手帳を携帯ください。



(ミライロ HP)



ステッカー



ポップスタンド

## 障がい者に関するマークの紹介



国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確にするための世界共通のマークです。車椅子を利用する方のみを対象としたマークではなく、すべての障がい者を対象としたものです。このマークが表示されている駐車場では、障がい者手帳をお持ちの方だけでなく、歩行困難な方や高齢者、妊産婦等の方も利用することができます。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています（罰則はありません。）ホームセンターや、カー用品店で販売しています。



聴覚障害者標識

聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。表示しない場合、道路交通法違反になります。反則金：4,000円  
行政処分点数：1点  
運転免許試験場内の売店等で販売しています。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からわからなくても援助を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。



手話・筆談マーク

表示してある場所で手話や筆談による対応が可能であることを表すマークです。



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入口に貼るマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいのある人」を表すマークです。

障がい者用駐車場は、車椅子や杖を利用している方などが自動車ドアを大きく開けて乗り降りできる駐車場です。最近では多くの施設に整備が進んでいますが、障がい者駐車場を必要としない方が駐車してしまい、必要な方が利用できずに困っているという声があります。また、視覚障がい者誘導用ブロック（通称：点字ブロック）の上に自転車などが置かれ、利用者の邪魔になることがあります。安全に暮らすために、マナーの向上について皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 2 医療費の助成

### 重度心身障害者等医療費助成

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）TEL：20-1369

障がい程度と年齢区分により、医療費（保険診療分）の自己負担分が助成されます。  
 なお、世帯の前年合計所得金額を合わせた額が 1,000 万円未満の人が対象となります。  
 事前に受給資格証の交付を受けてください。

#### 1 対象者と助成内容

障がい程度		年齢		助成方法
		1 歳～64 歳	65 歳以上	
〔重度〕	・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	全額助成。 (医療機関等での自己負担なし)	全額助成。 (医療機関等での自己負担なし) (※2)	現物給付 (※4) 65 歳以上・重中度は令和 7 年 8 月診療分から
	・国民年金法等による障害年金 1 級			
	・身体障害者手帳 3 級と 4 級の一部 (※1) ・国民年金法等による障害年金 2 級 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級			
〔軽度〕	・身体障害者手帳 上記以外の 4 級～6 級 ・療育手帳 B	全額助成。 (医療機関等での自己負担なし)	※65 歳から 69 歳まで 一般所得者・低所得者 一部助成。 (医療機関等での自己負担が 2 割に軽減されます。) 現役並み所得者 医療費助成はありません。	現物給付 (※4) 65 歳以上・重中度は令和 7 年 8 月診療分から

現役並み所得者とは…住民税課税所得 145 万円以上の方  
 一般所得者とは………現役並み所得者、低所得者以外の方  
 低所得者とは………世帯全員が住民税非課税の方

- ※ 1 (1) 音声又は言語機能の著しい障がい  
 (2) 両下肢のすべての指を欠くもの  
 (3) 一下肢を下腿の 1/2 以上欠くもの  
 (4) 一下肢の機能の著しい障がい

- ※ 2 後期高齢者医療被保険者であること  
(一定の障がいのある方は保険年金課(20-1481)での申請により加入できます。)
- ※ 3 助成額の算出に当たり、他の医療費助成制度を併用されている方は、当該制度適用後の自己負担額を用います。
- ※ 4 令和7年8月診療分より、65歳以上・重度及び中度対象者への助成方法が「償還払い」から「現物給付」に変更されました。なお、令和7年7月診療分以前の助成については、引き続き「償還払い」で対応いたします。

**現物給付**…医療機関窓口での保険診療分の支払いが不要または軽減。

**償還払い**…医療機関窓口で保険診療分の支払い後、市への申請により指定口座へ還付。

## 2 受給資格の登録申請に必要なもの

(1)お持ちの障がい者手帳	国民年金法等による障害年金1・2級受給者は障害年金証書(障害等級、支給期間等の記載があるもの)
(2)加入医療保険の資格情報を確認できる書類等	マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など

## 3 受給資格の登録後は、下の(1)～(2)を病院及び薬局等の窓口にご提示ください。

(1) 受給資格証 (65歳未満・重度の人：青色、65歳以上・重度の人：クリーム色、65歳以上・中度の人：紫色、65～69歳・軽度の人：黄色)

(2) 加入医療保険の資格情報を確認できる書類等

※県外で受診された医療費は、償還払いとなります。

支払った領収書、本人名義の預金通帳等を持って申請ください。

## 4 償還払いの申請をされる方は、下の(1)～(4)を窓口にお持ちください。

(1) 支払った領収書(氏名、日付、領収印のあるもの)

(2) 受給資格証

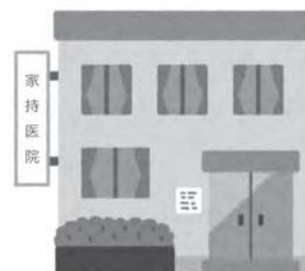
(3) 重度心身障害者等医療費助成申請書

(4) 本人名義の預金通帳

## 5 有効期間については、原則1年更新です。

毎年所得条件を満たしているか確認しますので、有効期限にご注意下さい。(条件を満たしている方につきましては、自動更新します)

障がい者手帳に有効期限がある方は、医療費の資格とつながりますのでお早めに更新をしてください。



### 自立支援医療費（更生医療）支給

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）TEL：20-1369

自立支援医療（更生医療）の対象となる疾患について、身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方で、身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりするために指定自立支援医療機関で医療を受ける場合に医療費を助成します。原則として、市へ事前の申請が必要です。入院している人の食事代は、入院と通院の公平を図るため原則自己負担になります。

#### 申請に必要なもの

(1)自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書	様式は社会福祉課にあります。
(2)診断書	指定を受けた医師の診断を受けてください。指定医師については、社会福祉課までお尋ねください。
(3)加入医療保険の資格情報を確認できる書類等	マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など（本人及び同一保険に加入している家族全員分） ※加入する保険や状況によって、必要となるものが異なります。
(4)身体障害者手帳	心臓の手術をされた方は、同時申請が可能
(5)特定疾病療養受療証（P13 参照）	腎臓機能障がいに対する人工透析療法の場合のみ。
(6)年金振込通知書	市民税非課税世帯であって障害年金や遺族年金を受給されている方

### 自立支援医療費（育成医療）支給

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）TEL：20-1369

18 歳未満の身体に障がいや病気のある子ども、または現在の疾病を放置しておくとは将来障がいにいたると認められる子どもに対して、身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりするために指定自立支援医療機関で医療を受ける場合に医療費を助成します。入院している人の食事代は、入院と通院の公平を図るため原則自己負担になります。

#### 申請に必要なもの

(1)自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書	様式は社会福祉課にあります。
(2)診断書	指定を受けた医師の診断を受けてください。指定医師については、社会福祉課までお尋ねください。
(3)加入医療保険の資格情報を確認できる書類等	マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など（本人及び同一保険に加入している家族全員分） ※加入する保険や状況によって、必要となるものが異なります。
(4)特定疾病療養受療証（P13 参照）	腎臓機能障がいに対する人工透析療法の場合のみ。

## 自立支援医療費（精神通院医療）支給

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）Tel：20-1369

自立支援医療（精神通院医療）の対象となる疾患について、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、指定自立支援医療機関の受診に係る医療費を助成します。

### 申請に必要なもの

(1)自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書	1 年ごとに継続申請が必要です（有効期限の 3 ヶ月前から更新手続きができます。）
(2)診断書	診断書用紙は社会福祉課にあります。 2 年ごとに診断書の提出が必要です。
(3)加入医療保険の資格情報を確認できる書類等	マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など（本人及び同一保険に加入している家族全員分） ※加入する保険や状況によって、必要となるものが異なります。
(4)年金振込通知書	市民税非課税世帯であって、障害年金を受給されている方のみ
(5)自立支援医療受給者証	新規申請の方を除く

## 自立支援医療の利用者負担上限額

利用者負担は、原則として医療費の 1 割となります。但し、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定します。受診者と同じ医療保険に加入する方を同一の「世帯」として取扱います。異なる医療保険に加入している方は、別の「世帯」として扱います。

	生活保護	低所得 1	低所得 2	中間 1	中間 2	一定所得以上
	生活保護世帯	本人収入 ≤826,500 円	本人収入 >826,500 円	市民税所得割 <33,000 円	33,000 円 ≤ 市民税所得割 <235,000 円	235,000 円 ≤ 市民税所得割
負担上限額	0 円	2,500 円	5,000 円	高額療養費の限度額		公費負担の対象外
				育成医療の方		
				5,000 円	10,000 円	
				重度かつ継続(※)		
				5,000 円	10,000 円	20,000 円

※重度かつ継続とは、下の(1)または(2)に該当する方です。

#### (1) 疾病等から対象となる方

- ・腎臓機能障がい・小腸機能障がい
- ・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・免疫機能障がい
- ・統合失調症・うつ病・てんかん・認知症・依存症 等

#### (2) 疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象となる方

- ・医療保険の多数該当の方

### 特定疾患医療費助成

【窓口】高岡厚生センター TEL：26-8414

原因が不明であって、治療が極めて困難であり、かつ医療費も高額である疾患のうち、厚生労働省又は県が指定する疾患、先天性血液凝固因子障がい等に関する医療費が助成されます。外来・入院の設定をせず、健康保険が同じ世帯の所得に応じて、自己負担限度額（月額）が認定されます。

医療費の支給を受けるには、申請のうえ認定される必要があります。適合すると認められた場合、「指定難病医療受給者証」が交付されます。詳しくは高岡厚生センターにお問い合わせください。

### 小児慢性特定疾病医療費助成

【窓口】高岡厚生センター TEL：26-8414

国が指定する16疾患群（788疾病）の小児慢性特定疾病児（18歳未満の児童）に対し、医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象となる疾患群は以下のとおりです。詳しくは高岡厚生センターにお問い合わせください。

(1)悪性新生物	(2)慢性腎疾患	(3)慢性呼吸器疾患	(4)慢性心疾患
(5)内分泌疾患	(6)膠原病	(7)糖尿病	(8)先天性代謝異常
(9)血液疾患	(10)免疫疾患	(11)神経・筋疾患	(12)慢性消化器疾患
(13)染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	(14)皮膚疾患	(15)骨系統疾患	(16)脈管系疾患

### 特定疾病医療費助成（慢性腎不全等）

【窓口】加入中の健康保険（保険者）

慢性腎不全等の患者の方については、加入中の健康保険（保険者）への申請により、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。

医療機関で受診するときこの証を提示すると、その疾病にかかる医療費について、助成が受けられます。

詳細につきましては加入中の健康保険の窓口等にお問い合わせ下さい。

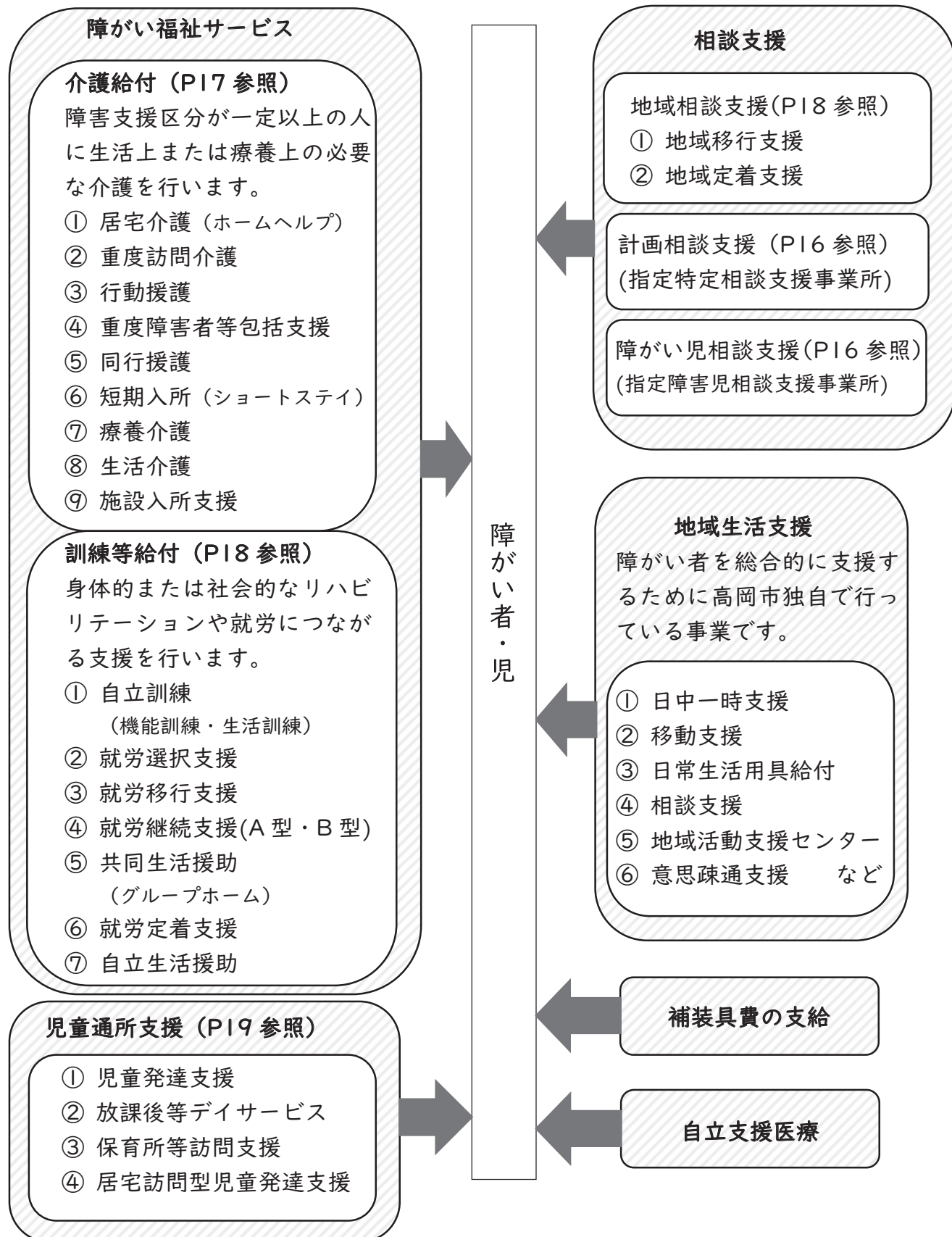
### 3 障がい福祉サービス・児童通所支援等

障害者手帳をお持ちの方が地域で安心して生活するために、サービスを受けることができます。

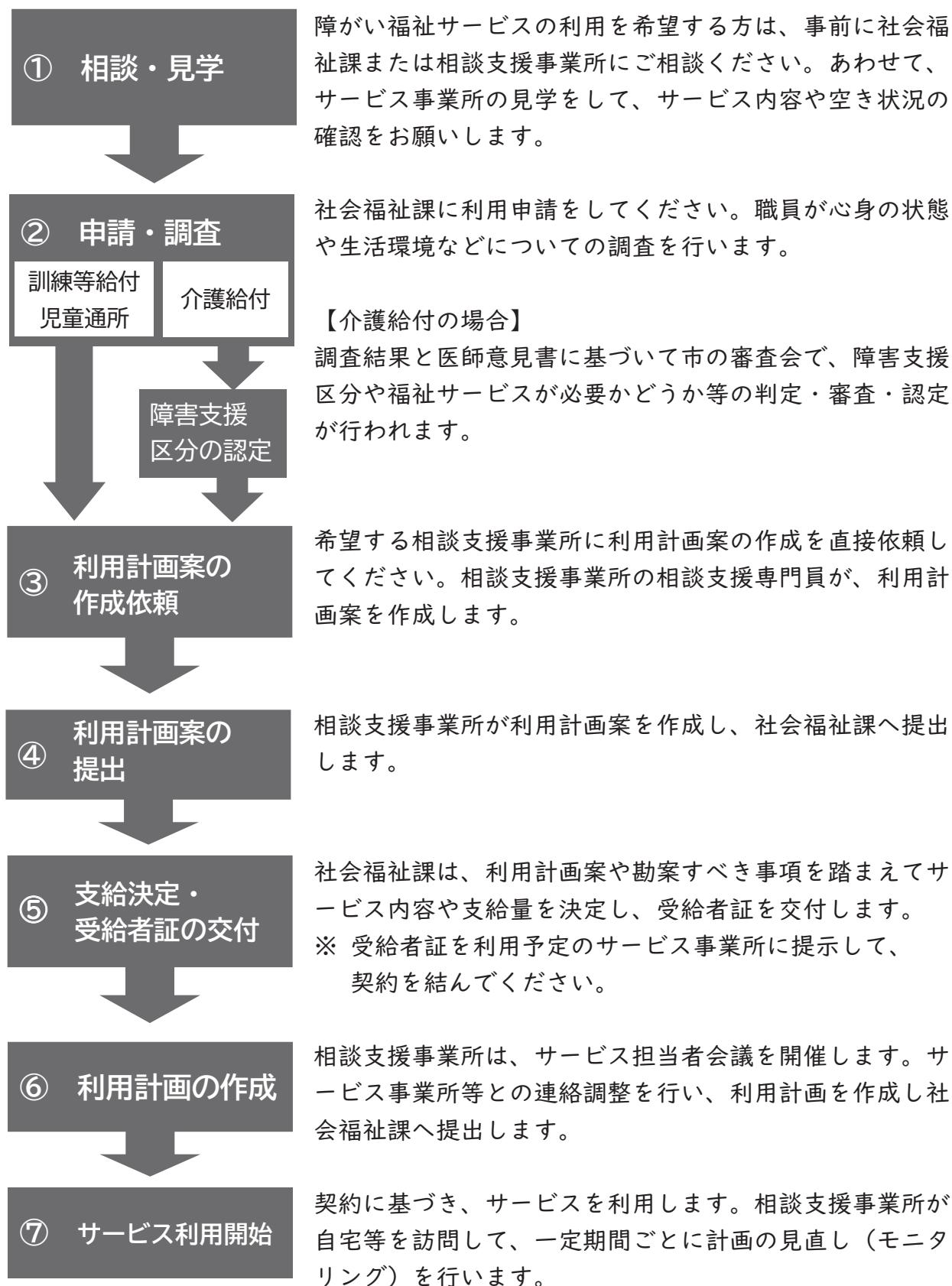
※障がい児や精神障がい、難病の方は診断書等でもサービスを受けることができます。

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）TEL：20-1369

#### 総合的に支援するサービスのしくみ



## サービス利用までの流れ



## サービス等利用計画・障害児支援利用計画

障がい福祉サービスの利用を希望する方の総合的な援助方針や解決すべき課題をふまえ、最も適切で効果的なサービスの組み合わせ等について検討し作成するものです。

計画は市が指定する相談支援事業所の「相談支援専門員」が作成します。市内には 20 ヶ所の事業所がありますが、市外の事業所に依頼することも可能です。

### 指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所一覧

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神	児童
志貴野相談支援センター	高岡市博労本町 4-1 ふれあい福祉センター1階	28-8670	○	○		○
障がい者相談支援センター かたかご	高岡市博労本町 4-1 ふれあい福祉センター隣すまいる内	26-0808	○	○	○	
あしつきふれあいの郷 相談支援事業所	高岡市博労本町 4-1 ふれあい福祉センター隣 あしつきふれあいの郷内	29-3335	○	○	○	○
ふきのとう相談支援事業部	高岡市大町 7-18	30-2685	○	○	○	
高岡市きずな子ども発達 支援センター	高岡市江尻 279	21-3615				○
あ・トーク	高岡市立野 2412 (福)手をつなぐ高岡内	31-4282	○	○		○
相談支援 ほっと Jam	高岡市宮田町 21-23	30-4881		○	○	○
障害者相談支援センター ゆきわりそう	高岡市麻生谷 3796	31-1820	○	○	○	○
すこやか 26 相談支援事業所	高岡市伏木錦町 9-31	44-2356	○	○	○	○
社協特定相談支援事業所	高岡市清水町 1 丁目 7-30	23-2968	○	○	○	
手をつなごう相談支援事業所	高岡市本丸町 13-18	21-0976	○	○		○
そら	高岡市向野町 3-43-26	28-7272	○	○	○	○
ひらすま相談支援事業所	高岡市木町 1-40	24-4021	○	○	○	○
Hub center くるみの森	高岡市佐野 548-2	54-5703	○	○	○	○
相談支援事業所どんぐり	高岡市石瀬 6-1	30-8009	○	○	○	○
相談支援事業所はやぶさ	高岡市角 198-1 Merry Residence102	75-3727	○	○	○	○
障がい者相談支援事業所 びーいんぐ/みにびー	高岡市駅南 1 丁目 5-15 FISTA 駅南 306	73-2257	○	○	○	○
キャンパス	高岡市駅南 2 丁目 3-5 西側 1 階	30-3244	○	○	○	○
相談支援事業所 憩いの家	高岡市高陵町 8-49	23-5409	○	○	○	○
相談支援事業所 吾道一ごどうー	高岡市金屋町 4-15	54-6621	○	○	○	

## 障がい福祉サービス（介護給付）の内容

サービスの名称	内 容	
①居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。ヘルパーがあなたのできないことを手伝ってくれます。 ・着替えや入浴の手伝い ・食事の用意 ・部屋の掃除や洗濯の手伝い など	訪問系
②重度訪問介護	ヘルパーが、重い障がいのある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをしてくれます。	
③行動援護	重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。	
④重度障害者等 包括支援	重い障がいのある人が、生活するために必要なサービスを、組み合わせることで使うことができます。	
⑤同行援護	目に障がいがある人が、安心して外出し活動できるように、ヘルパーが支援します。その方の状態によって区分が必要になる場合があります。	
⑥短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。	日中活動系
⑦療養介護	重い障がいのある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の支援を受けることができます。	
⑧生活介護	施設で、日中活動の支援を受けることができます。 ・入浴、トイレ、食事の手伝い ・作業 など	
⑨施設入所支援	日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。	居住系

### 障害支援区分と利用できるサービス

	居 宅 介 護	重 度 訪 問 介 護	行 動 援 護	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	短 期 入 所	療 養 介 護	生 活 介 護	施 設 入 所 支 援
区分 6	○	○	○	○	○	○	○	○
区分 5	○	○	○		○	○	○	○
区分 4	○	○	○		○		○	○
区分 3	○		○		○		○	50 歳 以 上
区分 2	○				○		50 歳 以 上	
区分 1	○				○			

「障害支援区分」とは、障がいのある方の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に表す指標です。区分は1から6まであり、数字が大きい方が支援の度合いが高くなります。

## 障がい福祉サービス（訓練等給付）の内容

サービスの名称	内 容	
①自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練…体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。 生活訓練…障がいのある人が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。	日 中 活 動 系
②就労選択支援	働き方や就労支援の方法について、自分に合った選択をするための支援を受けることができます。	
③就労移行支援	会社に就職するための訓練を、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。	
④就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。	
⑤共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。 ・お金の管理 ・食事の用意 など	居 住 系
⑥就労定着支援	就労移行や就労継続支援等を利用し一般就労した人が、継続して働けるように支援を受けられます。企業や自宅等への訪問や必要な連絡調整を行います。	訪 問 系
⑦自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人が自立した生活ができるように支援を受けられます。定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	

## 地域相談支援の内容

サービスの名称	内 容
①地域移行支援	住所の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学、体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を受けられます。
②地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に関して、夜間も含む緊急時における連絡・相談等の支援を受けられます。

## 介護保険制度と総合支援法との適用関係

65歳以上または特定疾病〔下記16疾病〕による場合は40歳以上65歳未満（生活保護受給者を除く）の障がい者が、介護保険制度と共通する在宅介護サービスを利用しようとする場合は、まず、要介護等認定申請を行うことが必要となります。サービスによっては、介護保険の在宅介護サービスの利用を優先します。

- ①初老期における認知症 ②脳血管疾患 ③筋萎縮性側索硬化症 ④進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病  
⑤脊髄小脳変性症 ⑥多系統萎縮症 ⑦糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑧閉塞性動脈硬化症  
⑨慢性閉塞性肺疾患 ⑩両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ⑪関節リウマチ ⑫後縦靭帯骨化症  
⑬脊柱管狭窄症 ⑭骨折を伴う骨粗鬆症 ⑮早老症  
⑯がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

## 児童通所支援の内容

サービスの名称	内 容
①児童発達支援	就学前の子どもたちが、日常生活の基本的な動作の指導、必要な知識や技能の付与、集団生活へ適応するための訓練を受けられます。
②放課後等デイサービス	就学中の子どもたちが、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会と交流できたりします。
③保育所等訪問支援	支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
④居宅訪問型児童発達支援	児童通所支援を受けるために外出することが困難な、重症心身障がいをもつ子どもを対象に、自宅を訪問して発達支援を行います。

※上記①、③、④のサービスについては、対象者の利用者負担が無料となります。ただし、食費等現在実費負担となっているものは引き続きお支払いいただくことになります。

(対象期間) 満3歳になって初めての4月1日から3年間

## サービス利用者負担上限額

原則として費用の1割負担です。ただし、所得に応じて負担上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようにになっています。

所得区分	対象となる世帯(※1)	負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得(1・2)	市民税非課税世帯	0円
一般1(※2)	居宅で生活する障がい児の世帯	4,600円
	居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者の世帯	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円


※1 世帯の範囲について

18歳以上の障がい者(施設入所の18、19歳を除く)・・・障がい者とその配偶者  
 児童(施設入所の18、19歳を含む)・・・保護者の属する住民基本台帳上の世帯

※2 市民税所得割額が16万円(障がい児及び20歳未満の施設入所者は28万円)未満の世帯

## 障がい福祉サービス事業所について

障がい福祉サービスについては、下記をご参照ください。

【県内】富山県障害福祉課 HP	【市内】高岡市 HP	
	(就労・生活介護事業所) 	(児童通所事業所) 

## 4 地域生活支援事業

障がいのある方が安心して暮らすことができる地域社会実現のため高岡市では、地域生活支援事業を実施しています。

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎） TEL：20-1369

<p><b>移動支援事業</b></p> <p>具体的な事業所については窓口にお問い合わせください。</p>	<p>外出時に、ヘルパーが外出する手伝いをします。居宅介護（通院等介助）、行動援護、同行援護の対象となる方は、そちらが優先されます。</p> <p>(対 象) 身体・知的・精神障がい（者・児）                      (利用料) 原則1割負担（P19参照）</p>
<p><b>訪問入浴サービス事業</b></p> <p>具体的な事業所については窓口にお問い合わせください。</p>	<p>ヘルパーが自宅に訪問し浴槽を提供して入浴の手伝いをします。</p> <p>(対 象) 重度の身体障がい者                      (利用料) 原則1割負担（P19参照）</p>
<p><b>日中一時支援事業</b></p> <p>具体的な事業所については窓口にお問い合わせください。</p>	<p>障がい者の日中活動の場を提供し、日常的に介護している家族が休息して頂けるよう支援します。</p> <p>(対 象) 身体・知的・精神障がい(者・児)                      (利用料) 原則1割負担（P19参照）</p>
<p><b>地域活動支援センター事業</b></p> <p>地域活動支援センター すまいる (TEL：26-0808)</p> <p>あしつきふれあいの郷生活支援センター (TEL：29-3335)</p> <p>地域活動支援センターふきのとう (TEL：23-8262)</p>	<p>創作的な活動や生産活動の機会を提供しています。また各地域活動支援センターは情報交換や交流の場として利用できます。</p> <p>(対 象) 身体・知的・精神障がい者                      (利用料) 無料</p>
<p><b>地域生活支援</b></p> <p>高岡市手をつなぐ育成会 (TEL：21-7877)</p> <p>高岡地域精神障害者家族会あしつき会 (TEL：29-3335)</p>	<p>地域で生活する障がい者やその家族に対して、日常生活上の相談会、障がい者や家族の座談会、社会見学やお祭りなど地域交流を促進する活動を行っています。</p> <p>(対 象) 知的・精神障がい者及びその家族                      (利用料) 無料</p>

## 5 在宅福祉サービス

### 補装具

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

身体の失われた部分や機能を補うために長期間にわたり継続して使用する補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。購入や修理をする前に申請が必要です。

介護保険対象者（65 歳以上・40 歳以上 65 歳未満の特定疾病に認定されている者）や労働災害補償保険法等、他法により交付や修理を受けられる方はそちらが優先されます。

#### 1 対象補装具 <太字は介護保険で利用できる用具>

障がいの種類	種 目
視 覚	視覚障害者安全杖、義 眼、眼鏡・コンタクトレンズ
聴 覚	補聴器（2・3 級は重度難聴用、4・6 級は高度難聴用）
両上下肢機能全廃 及び言語機能全廃	重度障害者用意思伝達装置（まばたき、筋電センサー、視線等の特殊な入力装置を使って意思表示が出来るもの）
肢体不自由	義 肢（義手、義足）、装 具、 <u>歩行補助杖</u> （一本つえを除く）、 <u>歩行器</u> 、姿勢保持装置（脳性麻痺等により著しく障がいがある方が長時間の安定した座位等を可能にするもの）、 <u>車椅子・電動車椅子</u>
	18 歳未満のみ

注 1 交付対象となる補装具の個数は原則として、1 種目につき 1 個です。職業または教育上等特に 2 個必要な場合はご相談下さい。

注 2 補装具は種目や型式ごとに耐用年数が設定されており、補装具の再交付は原則として耐用年数が経過してからとなります。

注 3 車椅子の交付は、原則下肢・移動機能障害の 1～2 級、体幹 1～3 級の方が対象です。

#### 2 新しく補装具を購入する場合の流れ

（障がいの状態等により異なりますので、まずはご相談ください。）

①必要に応じて医師や補装具製作者等と相談のうえ、市から必要書類（申請書・医師の意見書等）を取り寄せて下さい。

②補装具の種目によっては医師の意見書が必要です。指定医師に書類の記入を依頼して下さい。（指定医師については社会福祉課までお尋ねください。）

③市に必要書類を提出して下さい。他に必要なものは、身体障害者手帳です。

※難病患者の方は医師の診断書または特定疾患医療受給者証の写しが必要です。

※補装具の必要性を判定するため、富山県障害者相談センター（富山市）で判定を受けることが必要になる場合があります。

#### 3 利用者負担額

原則として費用の 1 割負担です。ただし、所得に応じて負担上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようになっています。

所得区分	生活保護	市民税非課税	市民税所得割 46 万円未満	市民税所得割 46 万円以上
負担上限月額	0 円	0 円	37,200 円	全額自己負担 ※児童は 37,200 円

## 日常生活用具

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口） TEL：20-1369

在宅の障がい者が日常生活を快適に過ごすため、各種用具の購入にかかる費用を支給します。原則として費用の1割負担となります（負担上限額はP21参照）。申請には、障がい者手帳、給付を希望する用具のカタログ等、品目によっては医師の意見書等が必要です。必要に応じて医師や事業者等と相談のうえ、購入前に申請してください。

注1 ■■■■ は介護保険の福祉用具給付（貸与）が優先されます。

注2 品目によって耐用年数が決められています。再給付を受ける際は、原則として耐用年数を過ぎていなければなりません。

注3 給付基準額とは、各品目において費用が補助される額の上限です。給付基準額を超えた額は、全額自己負担です。詳しくは窓口に問合せください。

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹	1・2級	○	18歳以上		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できます。	8	154,000
	訓練用ベッド（児童のみ）			○	6～17歳			8	159,200
	入浴担架				3歳以上	入浴に介助を要する方	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができます。	5	82,400
	体位変換器			○	6歳以上	下着交換等に介助を要する方	寝たきり状態の人の寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にします。	5	15,000
	移動用リフト			○	3歳以上		障がい者の移動の介助を容易にします。（住宅改修を伴うものを除く）	4	159,000
	訓練いす（児童のみ）				3～17歳		座位を保ち、前に取りつけたテーブルで上肢機能の訓練ができます。	5	33,100
	特殊尿器	1級	○	6歳以上	常時介護を要する方	尿が自動で吸引されます。	5	67,000	
	特殊マット	下肢・体幹 知的障がい	1級 1・2級A	○	18歳以上 3～17歳	常時介護を要する方	じょくそう（床ずれ）の防止又は失禁等による汚染又は摩耗を防止できます。	5	19,600
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう・直腸・小腸	1～4級		制限なし	ストマ造設者		—	消化器系 9,300/月 尿路系 12,220/月
	紙おむつ	脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者・高度の排便若しくは排尿機能障がい	—		3歳以上	脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難の方は医師意見書の提出が必要		—	12,000/月
	収尿器	高度の排尿機能障がい	—		制限なし		右記の（）は簡易型です	1	男性用 7,700 (5,700) 女性用 8,500 (5,900)

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹	1～6級	○	3歳以上	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助します。（住宅改修を伴うものを除く）	8	90,000
	便器		1・2級	○	6歳以上		手すりを取り付けることができます。（住宅改修を伴うものを除く）	8	4,450 手摺付 5,400
	頭部保護帽	平衡・ 下肢・体幹 知的障がい 精神障がい	1～6級 A 1～3級		制限なし	転倒等により頭を強打する恐れのある方	転倒等の衝撃から頭部を保護できます。	3	スポンジ、革 15,200 プラスチック 36,750
	T字状・棒状のつえ	平衡・ 下肢・体幹	1～6級		3歳以上			3	4,460
	移動・移乗支援用具			○	制限なし	家庭内の移動等において介助を必要とする方	手すりやスロープ等を取り付けることができます。（住宅改修を伴うものを除く）	8	60,000
	特殊便器	上肢 知的障がい	1・2級 A	○	6歳以上		足踏ペダルにて温水温風を出すことができます。（住宅改修を伴うものを除く）	8	151,200
	火災警報器	身体障がい 知的障がい	1・2級 A		制限なし	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせます。	8	15,500
	自動消火器			○			室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火します。	8	28,700
	電磁調理器	視覚 知的障がい	1・2級 A		制限なし	視覚障がい者のみの世帯、知的障がいの程度が重度又は最重度の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		6	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	1・2級			6歳以上	ボタンを押すと電波を送信し、周囲に設置された音声標識ガイドシステム等を動作させます。	10	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	2級			制限なし	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できます。	10	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓	1・3級		3歳以上	自己連続携帯式腹膜還流法（CAPD）透析療法される方	透析液を加温し、一定温度に保てます。	5	51,500
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器	1・3級	○	制限なし	肢体不自由で医師意見書により必要性が認められる方も給付可	ネブライザーの機能を備えた品物は、電気式たん吸引器として扱います。	5	36,000
	電気式たん吸引器							5	56,400
	パルスオキシメーター	人工呼吸器装着者			制限なし	医師の意見書により必要性が認められる方	呼吸器状態を継続的にモニタリングします。	6	157,500
	人工呼吸器用発電機・外部バッテリー（蓄電池を含む）							5	100,000

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法者			制限なし			10	17,000	
	視覚障害者用体温計	視覚	1・2級		6歳以上		測定した体温を音声で知らせます。	5	9,000	
	視覚障害者用体重計			6歳以上	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5	18,000			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語 肢体不自由	1～6級		6歳以上	発声・発語に著しい障がいがある方	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換します。	5	98,800	
	情報・通信支援装置	視覚・上肢	1・2級		制限なし		パソコンを使用する際に、必要となる周辺機器やソフトウェアです。	3	100,000	
	点字ディスプレイ	視覚かつ聴覚 視覚(必要と認める者)	1・2級				文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示せます。	6	383,500	
	点字器	視覚	1～6級		6歳以上	本装置により文字等を書くことが可能になる方	右記の()は携帯型です。	7 (5)	10,400 (6,600)	
	点字タイプライター				制限なし	就労・就学しているか就労が見込まれる方	5	63,100		
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		1・2級	6歳以上			音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能になります。	6	録音再生 85,000 再生専用 48,000	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置						文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力します。	6	99,800	
	視覚障害者用ラジオ				制限なし		テレビ音声の受信が可能になります。	6	29,000	
	視覚障害者用拡大読書器・音声読書器		1～6級	6歳以上			本装置により文字等を読むことが可能になる方	読みたいものの上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せます。音声読書器にあっては文字を音声で読み上げます。	8	198,000
	点字図書					6歳以上	主に情報入手を点字により行っている方	一人当たり年間6タイトル又は24巻を限度とし給付します。	—	—
	視覚障害者用時計		1・2級	6歳以上				10	触読式 10,300 音声式 13,300	
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚	1～6級		制限なし	本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳の映像を画面に出力し、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信します。	6	88,900
聴覚障害者用通信装置	聴覚・ 発声言語				6歳以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な方	FAX(電話と一体型)やテレビ電話など音声の代わりに文字等により通信可能になります。	5	71,000	
人工喉頭	喉頭摘出者				制限なし		右記の()なしは電動式 ()ありは笛式	5 (4)	74,160 (8,100)	

## 軽度・中等度難聴児のための補聴器購入費助成

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ることを目的として、補聴器購入費の一部を助成します。購入する前に、申請が必要です。

### 1 対象者（次の要件を全て満たす方）

- (1) 高岡市内に住所を有すること
- (2) 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあること
- (3) 両耳の聴力レベルが原則として、30 デシベル以上 70 デシベル未満であること
- (4) その他、次の医療機関に属する医師により、補聴器の装用が必要であると診断されていること※申請には所定の診断書が必要ですのでお問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号(代表)
黒部市民病院	黒部市三日市 1108-1	0765-54-2211
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233
富山大学附属病院	富山市杉谷 2630	076-434-2315
富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町 5-10	0766-21-3930
みみはなのど あそうクリニック	富山市西長江 1 丁目 1-11	076-423-5215

### 2 補助対象

- ・補聴器の新規購入費用及び更新費用(更新の場合は、耐用年数の 5 年を経過していることが条件。但し、補聴システムについては、耐用年数の定めがないため、原則再支給は認められません。)
- ・修理に対する助成はありません。

### 3 補助対象補聴器とその基準価格

	1 台当たりの基準価格(円)
高度難聴用ポケット型	44,000
高度難聴用耳かけ型	46,400
重度難聴用ポケット型	59,000
重度難聴用耳かけ型	71,200
耳あな型 (レディメイド)	92,000
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900
骨導式ポケット型	74,100
骨導式眼鏡型	126,900
補聴システム (受信機・ワイヤレスマスク)	232,700
軟骨伝導式補聴器	185,000

### 4 補助割合

基準価格と購入金額とを比較して低い方の額の 2/3 を助成します (1,000 円未満切捨)。いったん指定販売業者へ費用全額を支払った後、市への補助金請求が必要です。

### 人工内耳の電池交換費用助成

【問合わせ先】 社会福祉課 TEL：20-1369

18歳未満で聴覚の身体障害者手帳の交付を受け、人工内耳を使用中の方に対して、電池交換費用を年額1万円まで助成します。

### 心身障がい児（者）歯科診療

【問合せ先】 富山県歯科保健医療総合センター（TEL/Fax：076-433-2039）

心や体にハンディのある方に対して歯科診療を実施しています。

（実施日） 毎週 火・水・木曜日の午後1:30～4:30〔予約制〕

### スポーツ備品の貸出

【問合せ先】 富山県障害者スポーツ協会（TEL：076-413-2248）

障がいのある方に適したスポーツの用具を無料で貸出しています。

### 図書・録音図書の貸出

【問合せ先】 高岡市立中央図書館（TEL：20-1818）

・市内に住所を有する方で、身体障害者手帳1～3級の方に、図書の郵送貸出を行っています。

・視覚障がいの方には、録音図書（CD、カセット）の郵送貸出を行っています。

・あらかじめ申請し、登録が必要になりますので、電話等でお問い合わせください。

（送料）無料 （貸出期間） 郵送期間を含め20日以内

### 点字図書等の貸出、閲覧

【問合せ先】 富山県視覚障害者福祉センター（通称：ライトセンター）（TEL：076-425-6761）

点字図書や視覚障がい者用録音図書の貸出や閲覧を行っています。併せて点訳・朗読奉仕事業の指導育成等を行っています。

### 県聴覚障害者ビデオライブラリー

【問合せ先】 富山県聴覚障害者センター（TEL：076-441-7331、Fax：076-441-7305）

聴覚障がいの方個人や聴覚障がい者団体・施設に、字幕や手話を挿入したテレビ番組のビデオ・DVDなどを貸出しています。 ※利用登録必要。

### 車椅子の貸出

【問合せ先】 高岡市社会福祉協議会（TEL：23-2917）福岡支所（TEL：64-8114）

在宅の高齢者や障がい者の方々へ、車椅子を無料で貸出しています。

（利用期間） 原則1ヶ月以内

※車椅子を取りに来ることができる方

## 6 住宅関連の支援

### 住宅改修費の助成（日常生活用具給付事業）

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口） TEL：20-1369

手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどの改修工事費が助成されます。工事着工する前に申請が必要です。

#### 1 対象者

下肢・体幹・移動機能障がい1～3級（6歳以上）

※ただし介護保険対象者は、介護保険の住宅改修費の利用を優先します。

#### 2 助成限度額

20万円

※原則として1割を負担していただきます（負担上限月額はP21参照）。

#### 3 申請に必要なもの

身体障害者手帳、工事見積書、図面が必要です。詳しくは着工前に窓口へお問い合わせください。

### 住宅改善費の助成（県単独事業）

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口） TEL：20-1369

居室、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下などを生活しやすくするために必要な改善工事費が助成されます。工事着工する前に申請が必要です。（新築や増築は対象外です。）

#### 1 対象者

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、世帯の前年の所得税額が287,500円以下の方

(1) 肢体不自由1・2級の方 (2) 視覚障がい1・2級の方

(3) 内部障がいにて補装具として車椅子の交付を受けている方

(4) 療育手帳Aの方

※ただし、介護保険対象者は介護保険の住宅改修費（限度額20万円）の利用を優先します。また、上記の住宅改修費の助成（限度額20万円）の対象となる場合についても、そちらの利用を優先します。

#### 2 助成限度額

・所得税非課税世帯 90万円 ・所得税課税世帯 60万円(改善費用の2/3)

※ただし、住宅改修費の助成又は介護保険で住宅改修の助成を受けている場合は、上記の額から20万円を控除します。

#### 3 申請に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳、工事見積書、工事前・工事後の図面、工事前の写真、通帳が必要です。また、工事前後に職員がご自宅に訪問します。

## 住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額

【窓口】 資産税課（市役所本庁舎 2 階 8 番窓口） TEL：20-1274

バリアフリー改修をした住宅（賃貸住宅を除く）が次の要件全てに該当する場合、固定資産税が減額されます。改修後 3 カ月以内に申請が必要です。

### 1 対象となる住宅

新築された日から 10 年以上経過しており、居住部分が全体の 2 分の 1 以上で、改修後の住宅の床面積が 40 平方メートル以上 240 平方メートル以下の住宅

### 2 居住者 次のいずれかに該当する方が居住していること

- ・ 65 歳以上
- ・ 介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている
- ・ 障がいのある方（障害者手帳等をお持ちの方）

### 3 対象となる工事

次の工事で、国または地方公共団体からの補助金や介護保険からの給付金を除く自己負担額が 50 万円超のもの

- ・ 廊下の拡幅
- ・ 階段のこう配の緩和
- ・ 手すりの取り付け
- ・ 床の段差の解消
- ・ 浴室の改良
- ・ トイレの改良
- ・ 引き戸への取り替え
- ・ 床表面の滑り止め化

### 4 減税額

改修工事が完了した翌年度に限り、固定資産税額の 3 分の 1 を減額（居住部分の床面積が 100 平方メートルに相当する部分までが限度）

### 5 申請に必要なもの

改修後 3 カ月以内に、居住要件を満たすことを確認できる書類、工事内容や金額がわかる工事明細書、改修工事の領収書及び補助金等を確認できる書類、改修前後の写真及び平面図が必要です。

## 住みよい家づくり資金融資

【窓口】 富山県建築住宅課 TEL：076-444-3355

バリアフリー改修や耐震改修など、住宅を改良するためのリフォームを優遇金利で融資します。金融機関でのお申し込みとなります。

## 公営住宅への入居

【市営住宅に関する窓口】 建築政策課（市役所本庁舎 6 階） TEL：20-1403

【県営住宅に関する窓口】 光陽興産株式会社 県営住宅管理センター TEL：076-471-5500

高岡店 TEL：25-1110

身体障害者手帳（1～4 級）、療育手帳（A、B）、精神障害者保健福祉手帳（1～3 級）のいずれかに該当し、配偶者がいない方は、单身でも入居できます。

## 7 年金や手当の支給

### 障害基礎年金

【窓口】 保険年金課（市役所 1 階 4 番窓口） TEL：20-1362  
高岡年金事務所 TEL：21-4180

障害基礎年金は、国民年金に加入している方で、64 歳までに病気やけがで障がい等級表の 1 級と 2 級（身体障害者手帳の等級とは異なります。）になった場合に、請求できる年金です。

#### 1 対象者

障害基礎年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件があります。

- ①障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日が、20 歳前か国民年金加入中または、日本国内に住んでいる 60 歳以上 64 歳までの方で年金制度に加入していない期間にあること。
- ②保険料の納付要件を満たしていること。  
20 歳前の年金制度に加入していない期間に、初めて診察を受けた場合は、納付要件は不要です。
- ③老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合は、該当しません。

#### 2 年金額

- ①障害基礎年金 2 級は、老齢基礎年金と同じ金額です。  
（年額 847,300 円+子の加算）
- ②障害基礎年金 1 級は、2 級の 1.25 倍の金額です。  
（年額 1,059,125 円+子の加算）

#### 3 相談・申請窓口

申請には、専用の診断書などが必要です。年金手帳を持参のうえ保険年金課へご相談ください。

ただし、厚生年金加入中や配偶者の扶養（第 3 号被保険者）の期間に初めて診察を受けた場合は、高岡年金事務所へご相談ください。（要予約）

### 障害厚生年金

【窓口】 高岡年金事務所（中川園町 11-20） TEL：21-4180

厚生年金加入中に、国民年金法に定める 1・2 級または厚生年金法に定める 3 級の障がい状態になった方に支給されます。

## 特別障害給付金

【窓口】 保険年金課（市役所 1 階 4 番窓口） TEL：20-1362  
高岡年金事務所 TEL：21-4180

国民年金に任意加入していなかったことで、障害基礎年金等を受給していない障がい者を対象に、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設されました。

### 1 対象者

- ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者で、任意加入していなかった期間内に、障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日があり、現在障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態にある方が対象になります。

ただし、65 歳に到達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

### 2 年金額(令和 8 年度)

- ① 障害基礎年金 2 級相当に該当する場合  
(基本月額 46,920 円)
- ② 障害基礎年金 1 級相当に該当する場合  
(基本月額 58,650 円)

※前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年自動的に見直しされます。

### 3 相談・申請窓口

申請には、専用の診断書などが必要です。年金手帳を持参のうえ保険年金課へご相談ください。

## 特別児童扶養手当

【窓口】子ども・子育て課（市役所本庁舎 2 階 16 番窓口） TEL：20-1381

身体又は精神に中程度以上の障がいのある児童（20 歳未満）を監護・養育している方に支給されます。

### I 対象者

次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 児童が施設に入所していない方
- (2) 児童が障害年金等を受給していない方
- (3) 児童や、父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいる方
- (4) 児童が身体又は精神に重度（別表 1 級に該当）又は中度（別表 2 級に該当）以上の障がいがある方

#### 別表

1 級	2 級
<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>4 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座ることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>9 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>11 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>

備考：視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
--	--

## 2 手当額・支給月

- ・1 級 月 額 58,450 円
- ・2 級 月 額 38,930 円

申請の翌月分から4月、8月、11月の月上旬に届け出のあった口座へ振り込まれます。

## 3 申請

認定請求書、診断書、世帯全員のマイナンバーがわかるもの、戸籍謄本又は抄本、振込口座提出書等を提出してください。身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、診断書の提出が省略できる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください。

## 4 所得制限

請求者本人、配偶者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額により手当が支給されない場合があります、その年の8月から翌年の7月まで支給が停止されます。

## 5 届出

(1) 次のようなときは、速やかに届け出てください。

- ア 児童が施設に入所したとき
- イ 児童の障がいの程度が軽度になったとき
- ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき など

(2) 毎年、8月12日から9月11日までの間に、所得状況届の提出が必要です。



## 児童扶養手当

【窓口】子ども・子育て課（市役所本庁舎 2 階 16 番窓口） TEL：20-1381

児童が 18 歳になる年度末までの間、父または母と死別や離別、あるいは父または母に重度の障がいがある場合等に、児童を監護・養育している方に支給されます。児童に中度以上（特別児童扶養手当 2 級と同程度以上）の障がいがある場合は 20 歳未満まで支給されます。

### 1 対象制限

次の場合は手当を受けることができません。

【手当を受けようとする方が母又は養育者の場合】

- (1) 児童や手当を受けようとする方が日本国内に住んでいないとき
- (2) 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- (3) 児童が父と生計を同じくしているとき（父が障がいの状態にあるときを除く）
- (4) 児童が母の配偶者（障がいの状態にあるときを除く）に養育されているとき

【手当を受けようとする方が父の場合】

上記(1)と次の(5),(6)の場合は手当を受けることができません。

- (5) 児童が母と生計を同じくしているとき（母が障がいの状態にあるときを除く）
- (6) 児童が父の配偶者（障がいの状態にあるときを除く）に養育されているとき

### 2 手当額・支給月

全部支給	月額 48,050 円
一部支給	月額 48,040 円～11,340 円

左記は対象児童が 1 人の場合の手当額です。児童が 2 人以上の場合は加算があります。詳細は子ども・子育て課までお問合せください。

申請の翌月分から 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月の月上旬に届け出のあった口座へ振り込まれます。

### 3 申請

世帯全員のマイナンバーがわかるもの、その他必要に応じて提出していただく書類があります。

### 4 所得制限

公的年金を受けることができる場合や所得額により、手当が支給されないことがあり、その年の 11 月から翌年の 10 月まで支給が停止されます。

### 5 届出

(1) 次のようなときは、速やかに届け出てください。

- ア 児童が施設に入所したとき
- イ 父または母、養育者が婚姻したとき
- ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき など

(2) 毎年、8 月 1 日から 8 月 31 日までの間に、現況届の提出が必要です。

## 障害児福祉手当

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障がい児に支給されます。

### 1 対象者

20 歳未満で、次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 障害年金等を受給していない方
- (3) 次の障がいがある方

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 次に掲げる視力障がい（※）  |
| 2  | 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの  |
| 3  | 両上肢の機能に著しい障がいがあるもの   |
| 4  | 両上肢のすべての指を欠くもの   |
| 5  | 両下肢の用を全く廃したもの  |
| 6  | 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの  |
| 7  | 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいがあるもの  |
| 8  | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 9  | 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの  |
| 10 | 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいがある場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                               |

(※)次に掲げる視力障がい

- イ. 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- ロ. 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視力が 2 分の 1 以上欠損しているもの

### 2 手当額・支給月

月額 16,560 円

申請の翌月分から 2 月、5 月、8 月、11 月の中旬に本人名義の口座へ振り込まれます。例えば 4 月に申請した場合、5～7 月分が 8 月中旬に振り込まれます。

### 3 申請

認定診断書、認定請求書、所得状況届、振込依頼書等を提出してください。

### 4 所得制限 限度額

扶養親族等の数	本人の所得額	配偶者及び扶養義務者の所得額
0 人	3,661,000 円	6,287,000 円
1 人	4,041,000 円	6,536,000 円
1 人増すごとに	380,000 円加算	213,000 円加算

### 5 届出

(1) 次のようなときは、ただちに届け出てください。

- ア 施設に入所したとき
- イ 障がいの程度が該当しなくなったとき
- ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき

(2) 毎年 8 月上旬に現況届のご案内を郵送しますので、提出してください。

## 特別障害者手当

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

精神または身体の著しく重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する方に支給されます。なお、障害児福祉手当とは、対象が異なります。

### I 対象者

20 歳以上で次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 特別養護老人ホーム、障害者支援施設に入所していない方  
※小規模多機能型居宅介護、短期入所、認知症対応型共同介護（グループホーム）、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は施設入所とはみなさないため、支給の対象となります。
- (2) 老人保健施設、医療機関等に続けて 3 か月以上入所、入院していない方
- (3) 次の障がいのいずれかに該当すると認定された方
  - ア 別表 2 のうち、2 つ以上の障がいがある方
  - イ 別表 2 のうち、1 つの障がいがあり、かつ、別表 3 のうち、2 つ以上の障がいがある方
  - ウ 肢体不自由で別表 2 の 3～5 のうち、1 つの障がいがあり、かつ別表 4 の日常生活動作評価表で 10 点以上の方
  - エ 内部障がい等で別表 1 の 8 の障がいがあり、かつ、絶対安静と診断された方
  - オ 精神障がい（知的障がいを含む）で別表 1 の 9 の障がいがあり、かつ、別表 5 の日常生活能力判定表で 14 点以上の方

別表 1

- 1 次に掲げる視力障がい(※1)
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

(※1) 次に掲げる視力障がい

- イ. 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- ロ. 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視力が 2 分の 1 以上欠損しているもの

別表 2

- 1 次に掲げる視力障害(※)
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

(※2) 次に掲げる視力障がい

- イ. 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
- ロ. 1 眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

- ハ.ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の4分の1視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ2分の1視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ニ.自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

別表3

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障がいをするもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障がいをするもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをするもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表4

〔日常生活動作評価表〕
1 タオルを絞る（水をきれ程度）
2 とじひもを結ぶ
3 かぶりシャツを着て脱ぐ
4 ワイシャツのボタンをとめる
5 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する）
6 立ち上がる
7 片足で立つ
8 階段の昇降
（備考）全介助2点、半介助1点、介助なし0点とする。

別表5

〔日常生活能力判定表〕
1 食事
2 用便（月経）の始末
3 衣服の着脱
4 簡単な買い物
5 家族との会話
6 家族以外の者との会話
7 刃物・火の危険
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）
（備考）全介助2点、半介助1点、介助なし0点とする。

## 2 手当額・支給月

月額 30,450円

申請の翌月分から2月、5月、8月、11月の中旬に本人名義の口座へ振り込まれます。例えば4月に申請した場合、5～7月分が8月中旬に振り込まれます。

## 3 申請

認定診断書、認定請求書、所得状況届、振込依頼書を提出してください。

2つ以上の障がいと請求される方は認定診断書をそれぞれの障がいについて提出してください。

## 4 所得制限 限度額

扶養親族等の数	本人の所得額	配偶者及び扶養義務者の所得額
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

## 5 届出

(1) 次のようなときは、ただちに届け出てください。

①施設に入所したとき ②継続して3か月以上入院したとき

③障がいの程度が該当しなくなったとき ④氏名・住所・振込口座を変更したとき

(2) 毎年8月上旬に現況届のご案内を郵送しますので、提出してください。

## 高岡市心身障害者福祉年金

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

### 1 対象者 次のいずれかの手帳をお持ちの在宅の方

・身体障害者手帳 1～3 級 ・療育手帳 A または B ・精神障害者保健福祉手帳 1 級

※ただし障害年金 1 級または 2 級を受給している方、年金受給額や所得が制限額を超えている方、施設入所や 3 カ月以上の入院をしている方は対象となりません。

### 2 手当額・支給月 年額 25,000 円

申請月の翌月分から当月分までの手当が 3 月末、9 月末に届出のあった口座へ振り込まれます。例えば 4 月に申請した場合、5～9 月分が 9 月末に振り込まれます。

### 3 年金受給額の制限

老齢年金、障害年金等の公的年金の受給額が 824,096 円以上の方は受給できません。

### 4 所得制限 限度額

扶養親族等の数	本人の所得額
0 人	315,000 円
1 人	819,000 円
1 人増すごとに	315,000 円加算

### 5 届出

(1) 次のようなときは、ただちに届け出てください。

①施設に入所したとき ②継続して 3 か月以上入院したとき

③障がいの程度が該当しなくなったとき ④氏名・住所・振込口座を変更したとき

(2) 毎年 8 月上旬に現況届のご案内を郵送しますので、提出してください。

## 高岡市重度心身障害者等介添年金

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

### 1 対象者

高岡市心身障害者福祉年金の受給資格がある方のうち、次の①②どちらも該当する者

①身体障害者手帳 1 級または療育手帳 A の所持者

②介護保険の要介護 4 以上または障害支援区分 3 以上で常時介助を要する者

### 2 手当額・支給月 年額 30,000 円

申請月の翌月分から当月分までの手当が 3 月末、9 月末に届出のあった口座へ振り込まれます。例えば 4 月に申請した場合、5～9 月分が 9 月末に振り込まれます。

### 3 所得制限 限度額

扶養親族等の数	扶養義務者の所得額
0 人	5,688,000 円
1 人	5,937,000 円
1 人増すごとに	213,000 円加算

## 心身障害者扶養共済制度

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

障がい者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定をはかります。

### 1 加入対象者

次の(1)～(3)のいずれかに該当する障がい者の保護者で、生命保険に加入できる健康状態にある 65 歳未満の方

- (1) 療育手帳の交付を受けた方
- (2) 1 級～3 級の身体障害者手帳の交付を受けた方
- (3) 精神や身体に永続的な障がいのある方で、(1)、(2)に準ずる方

### 2 掛金 毎年 4 月に 1 年分の納付書をお送りします。お近くの銀行で納めてください。

加入時の年齢別、掛金（月額）一覧

加入時の年齢	～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳
掛金（月額）	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

### 3 年金額

月額 20,000 円、2 口まで加入でき、この場合は月額 40,000 円、掛金は倍額になります。

### 4 掛金の減免

次の方は掛金が減免されます。

- (1) 生活保護受給世帯 — 1 口目は全額免除、2 口目は半額免除
- (2) 市民税非課税世帯 — 1 口目は半額免除、2 口目は 4 分の 1 の金額を免除
- (3) 昭和 61 年 3 月 31 日以前の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 25 年以上の方は、全額免除
- (4) 昭和 61 年 4 月 1 日以降の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 20 年以上の方は、全額免除

### 5 弔慰金

1 年以上加入した後に、加入者より先に障がい者が死亡した場合は、加入者に次のとおり弔慰金が支給されます。

加入期間	1 年以上 5 年未満	5 年以上 20 年未満	20 年以上
弔慰金額	50,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

### 6 脱退一時金

5 年以上加入した後に、この制度を脱退した場合は、加入期間に応じて次のとおり脱退一時金が支給されます。

加入期間	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
脱退一時金額	75,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

### 7 税の措置

掛金は所得から控除（小規模企業共済等掛金控除）され、年金・弔慰金は非課税です。

### 8 加入手続

加入者の健康状態をうかがいますので、加入者本人が印鑑ご持参のうえ、窓口でお問い合わせください。

## 8 税の負担の軽減

### 所得税・住民税

【所得税に関する窓口】高岡税務署 TEL：21-2501

【住民税に関する窓口】市民税課（市役所本庁舎 2階 1番窓口） TEL：20-1257

申告によって、障がい者の方や障がい者を扶養している方の税の負担が軽減されます。  
※住民税については要件に該当した年の翌年度より適用となります。

#### 対象者

対象となる方は、前年の12月31日（年の中で死亡又は出国した場合には、その死亡又は出国した日）現在、次に該当される方などです。

納税者本人または控除対象配偶者、扶養親族が次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた方（1級又は2級は特別障害者）
- (2) 療育手帳の交付を受けた方（重度の知的障がい者と認定された方は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（1級は特別障害者）

### 個人事業税の非課税と減免

【窓口】富山県税事務所 TEL：076-444-4506

申請によって、下記対象者等の区分により非課税又は減免になります。

#### 対象者等

非課税		両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。）が0.06以下の視力障がい者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業
減免	障害者	314万円以下 12,000円
		314万円を超え332万円以下 10,000円
		332万円を超え350万円以下 9,000円
特別障害者	特別障害者又は扶養している特別障害者1人につき、80万円に当該事業の税率を乗じた額を減免します。ただし、事業所得が1,000万円を超える者の事業税は減免となりません。	

### 贈与税の非課税

【窓口】高岡税務署 TEL：21-2501

特定障害者※の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については、3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、①特別障害者及び②障害者のうち精神に障害がある方をいいます。

## 相続税の控除

【窓口】高岡税務署 TEL：21-2501

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

区 分	控除される税額
障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 10万円
特 別 障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 20万円

## 自動車税・軽自動車税

【窓口】富山県総合県税事務所 自動車税センター TEL：076-424-9211

※ 申請は高岡相談室でも受け付けています。（住所：高岡市赤祖父211、TEL：21-5182）

軽自動車税は市民税課（市役所本庁舎2階3・4番窓口） TEL：20-1263

### 1 対象者

一定以上の障がい程度の方について、取得又は所有する自動車に関する税が減免されます。

(1)障がい者本人が運転する自動車

(2)障がい者の通院・通学等のために障がい者と生計を一にする方が運転する自動車

(3)障がい者（障がい者のみで構成される世帯に限る）の通院・通学等のために、常時介護する方が運転する自動車

※対象となる障がい程度については、本ガイド4ページを参照してください。

### 2 申請について

申請に必要なものについては直接お問合せください。

注1 減免対象となる自動車は障がい者本人名義に限ります。但し、18歳未満の身体障がい者、知的・精神障がい者については生計同一者名義の自動車でも対象となります。

注2 障がい者1人につき1台に限ります。

注3 営業用自動車、リース車は減免の対象になりません。

## 少額貯蓄の利子等に対する税

【窓口】高岡税務署 TEL：21-2501

各金融機関

障害者手帳の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税制度の適用を受けることができます（マル優、特別マル優）。

手続き方法等については、上記窓口でご確認ください。

## 9 公共料金等の割引

### 有料道路

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

中日本高速道路株式会社

NEXCO 中日本お客様センター

TEL：0120-922-229

有料道路 ETC 割引登録係

TEL：045-477-1233

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援する趣旨に基づき通行料金が割引になります。

割引を希望される場合は事前にオンラインまたは市役所社会福祉課にて申請が必要です。

オンライン申請はこちら

[URL] <https://www.expressway-discount.jp/>



(オンライン申請 HP)

#### 1 対象障がい者の要件

- ・ 身体障がい者が自ら運転する場合
- ・ 第 1 種の身体障害者手帳または第 1 種の療育手帳（A）を所持する障がい者を乗せて、介護者が運転する場合

#### 2 対象自動車の要件

次の要件を満たす自動車（ETC 車は事前登録された自動車 1 台※）

- ①乗用自動車（定員 10 人以下）②貨物自動車（定員 4 人以上 10 人以下のワンボックス車等）
- ③8 ナンバー（車いす移動車等）④二輪自動車（125cc 超）

※ 原則、業務利用車両等は対象外です。

※ 原則、自動車検査証の所有者名が法人名義のものは割引対象外です。例外として、「割賦支払中（ローン）又は、長期リース契約により、名義変更ができない場合は、割賦契約書又はリース契約書を提示することで登録を行うことができます。

#### 3 申請に必要なもの

	ETC なし	ETC 有り
身体障害者手帳または療育手帳 A	○	○
自動車検査証		○
障がい者本人の運転免許証（第 2 種の方。マイナ免許証可）	○	○
障がい者本人名義（20 歳未満の場合は除く）の ETC カード		○
「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」		○

※ 登録される自動車の所有者について、障がい者との関係を証明する書類を求められることがあります。

#### 4 割引率 50%

#### 5 割引有効期間 手続き終了日から原則 2 回目の誕生日まで

更新手続きの受付は割引有効期限の 2 ヶ月前からできます。

#### 6 料金所での通行方法

・ 料金所係員に障がい者手帳を提示ください。なお、ミライロ ID の提示により、手帳の提示に代えることができます。ミライロ ID での確認が難しい場合は、障がい者手帳での確認が必要となりますので、必ず手帳を携行してください

・ ETC ご利用の場合は、事前に登録された ETC カードを、併せて登録された ETC 車載器に挿入して通行ください。

※ 他の割引等と障がい者割引の重複適用はされません。どちらの割引要件も満たした場合は、割引後の料金が安価な方が適用されます。

**あいの風とやま鉄道、JR、路面電車、路線バス、国内航空**

【窓口】あいの風とやま鉄道 TEL：076-444-1300

J R TEL：076-254-3017、万葉線 TEL：25-4139

富山地方鉄道 TEL：076-432-3456、加越能バス TEL：22-4888  
各航空券発売所

**身体障害者手帳や療育手帳の提示により、次の運賃が割引になります。**

区分	第1種（療育A）	第2種（療育B）
あいの風 とやま鉄道	本人・介護者1名	本人のみ
	普通乗車券、回数券、定期券 50%割引	
JR	本人・介護者1名 (本人単独の場合第2種扱い)	本人のみ (片道100kmを超える区間のみ)
	普通乗車券、回数券、定期券、急行券 50%割引	普通乗車券 50%割引
万葉線 加越能バス 富山地方鉄道	本人・介護者1名	本人のみ
	普通乗車券 50%割引 (定期券・回数券割引については各社にお問い合わせください)	
国内航空	本人・介護者1名(12歳以上)	
	普通大人片道運賃 (航空会社、路線により異なる)	

9

公共料金等の割引

**精神障害者保健福祉手帳（顔写真付）の提示により、次の運賃が割引になります。**

区分	第1種（1級）	第2種（2・3級）
あいの風 とやま鉄道	本人・介護者1名	本人のみ
	普通乗車券、回数券、定期券 50%割引	
JR	本人・介護者1名 (本人単独の場合第2種扱い)	本人のみ (片道100kmを超える区間のみ)
	普通乗車券、回数券、定期券、急行券 50%割引	普通乗車券 50%割引
万葉線 加越能バス 富山地方鉄道	本人・介護者1名	本人のみ
	普通乗車券 50%割引 (定期券・回数券割引については各社にお問い合わせください)	
国内航空	本人・介護者1名(12歳以上)	
	普通大人片道運賃 (航空会社、路線により異なる)	

- ・あいの風とやま鉄道では、それぞれ乗車券購入時に手帳を窓口で提示してください。
- ・JRでは、乗車券購入時に手帳を窓口で提示してください。
- ・路面電車、路線バスの割引では、運賃の支払時に手帳を提示してください。  
※詳細については各社に直接お問い合わせください。

- ・障がい者手帳の提示に代えて「ミライロID」の提示でも割引を受けることができます。なお、「マイナポータル」との連携が完了した「ミライロID」が必要になる場合があります。  
※詳細については各社HP等にて直接ご確認ください。

## 公営バス

【窓口】 総合交通課（市役所本庁舎 4 階） TEL：20-1139

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の提示で、本人と介護者の運賃（1 回 100 円）が無料になります。障がい者手帳の提示に代えて「ミライロ ID」の提示でも割引を受けることができます。

## タクシー料金

【窓口】 タクシー事業者各社

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳(顔写真付き)の提示で、運賃が 10%引きになります。

## 福祉タクシー利用券

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）	TEL：20-1369
伏木支所	TEL：44-0481
戸出支所	TEL：63-1250
中田支所	TEL：36-1133
福岡支所	TEL：64-5333

重度の身体障がいのある方が外出しやすいよう、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付します。

### 1 対象者

両下肢機能障がい、体幹機能障がい、視覚障がいのいずれかの障がいで 1・2 級の方。ただし、次の方は除きます。

- ・自動車税や軽自動車税の減免を受けている方
- ・長寿福祉課の福祉車両タクシー利用券を交付されている方

### 2 金額

年額 5,200 円

※ 申請される月によって助成する金額が変わります。

### 3 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳



## 市営駐車場割引

【問合せ先】 都市計画課（市役所本庁舎 6 階） TEL：20-1411

障がい者が運転する自動車、障がい者が同乗する自動車を駐車した場合、普通駐車料金が 20%引きになります（定期駐車料金は除く）。精算前に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を下記の事務所の係員に提示ください。障がい者手帳の提示に代えて「ミライ ID」の提示でも割引を受けることができます。

対象となる駐車場	事務所
・ 御旅屋駐車場	御旅屋駐車場事務所 TEL：28-7716
・ 高岡中央駐車場 ・ 高岡駅南駐車場 ・ 高岡駅前駐車場	高岡中央駐車場事務所 TEL：32-0877
・ 新高岡駅立体駐車場・新高岡駅第 1 駐車場 ・ 新高岡駅前北駐車場・新高岡駅第 2 駐車場 ・ 新高岡駅前南駐車場・新高岡駅第 3 駐車場	新高岡駅立体駐車場事務所 TEL：24-4252

※早朝・深夜など、時間帯により割引にならない場合があります。

## NHK放送受信料

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

【問合せ先】 NHK 富山放送局 TEL：076-444-6640

次の要件に該当する方は、受信料が減免されます。

手帳の種類	該 当 要 件	減免範囲
身体障害者手帳	身体障害者手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税	全 額
	●視覚障がいまたは聴覚障がいの方が世帯主で、かつ受信契約者 ●1・2 級の手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者	半 額
療 育 手 帳	療育手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税	全 額
	A の手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者	半 額
精 神 障 害 保 健 福 祉 手 帳	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税	全 額
	1 級の手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者	半 額

### ○ 申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 印 鑑

※全額免除申請の際は世帯の課税状況を確認します。転入等により税状況の確認できない世帯員については、非課税証明書を提出いただく場合があります。全額減免を受けている世帯は、世帯全員が非課税の申告をしてください。住所が変わった際や障がい者手帳を返還した際は NHK へ届け出てください。

## その他の料金割引制度

### ○電話番号の無料案内（ふれあい案内） 【窓口】NTT

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用前には事前に登録が必要です）対象となる障がい等級など詳細についてはNTTにお問い合わせください。

### ○公共施設等 【窓口】各施設

美術館・博物館などの公共施設の入場料が割引になる場合があります。（高岡市美術館、万葉歴史館、武田家住宅、高岡市鋳物資料館、土蔵造りのまち資料館、伏木気象資料館、伏木北前船資料館、ミュゼふくおかカメラ館、福岡歴史民俗資料館については障がい者手帳の提示により障がい者の方及び介護者1名の観覧料が無料もしくは割引になります。）

### ○レジャー施設等 【窓口】各施設

障がい者手帳の提示により入場料や利用料等が割引になる場合があります。割引内容など詳細については各施設等にお問い合わせください。

### ○携帯電話料金 【窓口】各携帯電話会社

障がい者が契約している携帯電話の基本使用料等が事前の申込みにより割引されます。割引内容など詳細については各携帯電話会社にお問い合わせください。

### ○授業料の減免

障がい者手帳をお持ちの方と世帯を同じくする高校生や大学生のお子さんの授業料が減免される場合があります。お子さんの在籍される学校にお問い合わせください。

### ○駐車禁止区域における駐車 【窓口】高岡警察署 TEL：23-0110

歩行困難な身体障がい者が運転する場合、または家族などの運転する車に同乗する場合に、駐車禁止の対象から除外される場合があります。（身体障がい者のほか、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方についても、等級及び歩行状態によって適用除外対象となります。）

詳しくは、最寄りの警察署でご相談ください。

### ○ジパング倶楽部 【窓口】高岡市身体障害者協会 TEL：25-4947

JRの特急料金などが割引になるジパング倶楽部に、高岡市身体障害者協会会員であれば男性60歳、女性55歳から加入できます。（通常男性65歳以上、女性60歳以上から）

## 10 社会参加促進

### スポーツ教室の開催

【窓口】〔障がい者スポーツ教室〕高岡市ふれあい福祉センター(Tel: 21-7888)

〔知的障がい者スポーツ教室〕高岡市手をつなぐ育成会 (Tel: 21-7877)

身体障がい者及び知的障がい者を対象に、スポーツへの参加機会を通して健康の保持及び自立と社会参加を促進するため、各種のスポーツ教室を開催しています。

(利用料) 無料

### 音楽活動

【窓口】高岡市ふれあい福祉センター (Tel: 21-7888)

在宅の障がい者及び保護者を対象に、機能回復と生きがいのある生活を送るため、音楽療法士等の指導の下、音楽を聴いたり、自ら歌ったり、楽器の演奏を通して音楽活動をしています。

### 声の広報・発行

【窓口】ボランティアセンター (Tel: 21-7883)

高岡市立中央図書館 (Tel: 20-1818)

高岡市の広報「たかおか市民と市政」や「高岡市議会だより」、「たかおか社協だより」のカセットテープ、CD版の発行や貸出しをしています。必要な方は、窓口や電話等でお申し込みください。

(利用料) 無料

### 手話奉仕員養成講習会

【窓口】社会福祉課(市役所本庁舎1階11番窓口) Tel: 20-1369

市内在住又は市内勤務の方を対象に、手話で日常会話ができる方を養成する講習会です。

入門講座(1年目) ①毎週水曜 13:30~15:30 ②毎週土曜 19:00~21:00

基礎講座(2年目) ①毎週水曜 13:30~15:30 ②毎週土曜 19:00~21:00

※上記日程は都合により変更される場合があります。

(費用) テキスト代(購入希望者)、手話動画視聴システム利用料

### 自動車運転免許取得費の助成

【窓口】社会福祉課(市役所本庁舎1階11番窓口) Tel: 20-1369

運転免許を取得するための教習費用を助成します。

(対象) 在宅の身体障がい者で、かつ世帯の合計所得税額が12万円以下の方

(助成限度額) 100,000円

(注) 申請は1度限り。

### 自動車改造費の助成

【窓口】社会福祉課(市役所本庁舎1階11番窓口) Tel: 20-1369

身体障がい者本人が運転するために必要な改造にかかる費用を助成します。

(所得要件) 特別障害者手当等の所得制限を超えていないこと

(助成限度額) 100,000円

(注) 改造後の申請は不可。助成後3年間は再申請不可。

## 富山県福祉バス・貸切バス借上料補助事業

[富山県福祉バス]

【窓口】 富山県身体障害者団体協議会 (TEL: 076-444-0213)

障がいのある方々が団体活動をされる時、リフト付きバスを運行します。

(利用目的) 講習会、研修会、相談会、機能回復訓練、スポーツ、社会見学等

(定員) 39人

(利用料) バスの燃料代や有料道路の通行料等の実費

[貸切バス借上料補助事業]

【窓口】 高岡市ふれあい福祉センター(TEL: 21-7888)

障がいのある方々が団体活動をされる時、富山県福祉バスを日程調整した上でも予約できない場合に、貸切バスの借上料を補助します。

(利用目的) 講習会、研修会、相談会、機能回復訓練、スポーツ、社会見学等

(人数要件) 全体利用人数のうち、大型バス利用の場合15名、中型バスまたは小型バス利用の場合8名以上が、障害者手帳等の交付を受けていること

(利用料) バスの燃料代や有料道路の通行料等の実費

## 盲導犬の購入費助成

【問合せ先】 富山県視覚障害者協会 (TEL: 076-425-6761)

盲導犬の購入とその費用の助成につきましては上記問い合わせ先まで。

## 身体障がい者リハビリ教室

【窓口】 高岡市身体障害者協会 (TEL: 25-4947)

肢体不自由の方の機能訓練や医療相談を内容とした温泉療養を行います。

(主催) 富山県身体障害者福祉協会

## 視覚障がい者の生活訓練

【窓口】 富山県視覚障害者協会 (TEL: 076-425-6761)

視覚障がいの方を対象に日常生活に必要な知識や技術についての相談を受けています。相談に応じるほか、歩行訓練、点字指導、料理教室や茶道教室、パソコン教室などを開いています。

## 聴覚障がい者のコミュニケーション支援

【窓口】 富山県聴覚障害者協会 (TEL: 076-441-7331) (Fax: 076-441-7305)

聴覚障がいの方に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

申請書の様式は富山県聴覚障害者センターのホームページからダウンロードできます。

(対象) 聴覚障がい者

(利用料) 無料

(開所時間) 午前9時～午後5時30分(日曜日は午後5時まで)

(休館日) 月曜日・祝日・年末年始

## 11 その他の福祉サービス

### 生活福祉資金貸付制度

【窓口】高岡市社会福祉協議会 (TEL: 23-2917 Fax: 26-2379)  
福岡支所 (TEL: 64-8114 Fax: 64-8053)

低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

### 日常生活自立支援事業

【窓口】高岡市社会福祉協議会 (TEL: 23-2917)

自らの判断に不安をお持ちの方が、地域で自立した生活を安心して送るために、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。

- 1 福祉サービス利用のためのお手伝い
- 2 日常生活に必要な手続きのお手伝い
- 3 日常的な金銭管理のお手伝い

※ 1回につき1,700円の利用料が必要です。

生活保護受給者は無料で利用できます。

※書類等預かりサービスを利用する場合は別途500円/月の利用料が必要です。

(減免はありません)

### 選挙の郵便投票

【問合せ先】高岡市選挙管理委員会事務局 (TEL: 20-1464)

肢体不自由1・2級のうち両下肢、体幹、移動機能障がいの方と内部障がい1～3級の方は郵便による不在者投票ができます。投票日の4日前までに選挙管理委員会事務局に申し出てください。

### 選挙の点字投票

【問合せ先】高岡市選挙管理委員会事務局 (TEL: 20-1464)

視覚障がいの方は点字で投票ができます。投票所で申し出てください。

## ヘルプマークの交付とヘルプカード

【問合せ先】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）TEL：20-1369

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている方々が周囲にその旨を知らせることで援助が得られやすくなるように作成されたマークです。ヘルプマーク交付をご希望の方は社会福祉課までお申し出ください。

ヘルプカードは、手助けしてほしいことなどを記入し、災害や緊急時、日常生活の中で困ったときなどに周囲に示して、手助けを求めることができます。ヘルプカードの様式は県のホームページからダウンロードできます。下記をご参照ください。



(県 HP)

## 視覚障がい者の郵便料

【問合せ先】高岡郵便局（TEL：28-5600）

点字郵便物や盲人用録音郵便物は 3kg まで無料となります。

## 青い鳥郵便葉書の無償配布

【問合せ先】最寄りの郵便局

身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳 A の方で希望される方に、くぼみ入り通常郵便葉書を無料で配布しています。

配布枚数：1 人につき 20 枚/年

受付期間：毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

## 成年後見制度利用支援事業

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口）TEL：20-1369

判断能力が充分でない方の権利擁護を図るため、成年後見制度を利用する必要があると認められるにも関わらず身寄りがいないなどの場合に、市長が成年後見制度の申立てを行います。また、後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、費用の一部を助成します。

対象者：65 歳未満の知的障がい者・精神障がい者

## 福祉避難所

【窓口】社会福祉課 民生・総務係（市役所本庁舎 1階 12番窓口）TEL：20-1367

体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方については、高岡市があらかじめ指定する障がい者支援施設、老人保健施設、社会福祉協議会等の施設を福祉避難所等として開設し、受け入れを行います。

## 避難行動要支援者名簿への登載・個別避難計画の作成

【窓口】社会福祉課 民生・総務係（市役所本庁舎 1階 12番窓口）TEL：20-1367

災害時に自分だけでは安全な場所に避難することが難しく、周囲の支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」の整備を行っています。名簿への登載に当たり、情報提供に関する同意を得られた方については、平常時から、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織その他の避難支援等関係者へ名簿情報が提供され、避難支援等に活用されます。

なお、災害発生時、もしくは災害発生の恐れがある場合には、同意の有無によらず、その避難支援等の実施に必要な限度で、関係者に対し名簿情報の提供を行う場合があります。

また、「避難行動要支援者名簿」のうち、支援者や避難先を含めた各記載項目について網羅したものは、その方本人の「個別避難計画」となります。事前に具体的な避難計画を作成しておくことで、発災時における避難の実効性を高める効果が期待されます。

## NET119緊急通報システム

【窓口】消防本部通信指令課（消防本部）TEL：22-3131

高岡市内に在住または通勤・通学している方で、聴覚や言語に障がいなどがあり、音声による通報が困難な方を対象に、スマートフォン・携帯電話・タブレット等のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報をすることができるシステムです。ご利用には登録が必要です。ご希望される方は消防本部通信指令課にお申し込みください。

## 富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度

- 【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）  
長寿福祉課（市役所本庁舎2階14番窓口）  
健康増進課（市保健センター）  
各支所（伏木・戸出・中田・福岡）

車椅子使用者や障がいのある方など歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示していただきます。また、その区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。制度の対象駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認できる制度です。

交付をご希望の方は窓口までお申し出ください。

対象者の要件や制度対象施設など詳しい制度の案内は富山県HPをご確認ください。



（県 HP）

## おでかけあんしんシール交付事業

- 【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）TEL：20-1369

行方不明になるおそれのある障がい児者に二次元コード付きの「おでかけあんしんシール」を交付します。このシールを服・帽子・靴などに貼り付けておくと、行方不明になった際に、発見者が二次元コードを読み取ることで、瞬時に保護者等に発見場所や安否情報等の通知メールが届き、障がい児者の迅速な保護につなげることができます。

交付をご希望の方は窓口までお申し出ください。

対象者の要件や利用までの流れなど詳しい制度の案内は市HPをご確認ください。



（市 HP）

## 12 教育機関

【窓口】富山県教育委員会 県立学校課 (TEL:076-444-3448 Fax:076-444-4437)  
 高岡市教育委員会 学校教育課 (TEL:20-1448 Fax:20-1667)  
 各 学 校 各教育行政センター

### 小学校・中学校・義務教育学校

障がい児については、学校教育の制度で特別支援級または通級による指導があります。


### 特別支援学校

特別支援学校は障がい児のために独立した学校です。県内の特別支援学校一覧です。

	学校名	障がい種別	設置学部				所在地・電話番号
			幼	小	中	高	
1	富山視覚総合支援学校	視・病(高)	○	○	○	○	〒930-0922 富山市大江千144 TEL (076)423-8417
2	富山聴覚総合支援学校	聴・知(高)	○	○	○	○	〒930-0817 富山市下奥井1-9-56 TEL (076)441-9172
3	高岡聴覚総合支援学校	聴・知(高)	○	○	○	○	〒933-0824 高岡市西藤平蔵700 TEL (0766)63-6385
4	にいかわ総合支援学校	知・肢		○	○	○	〒938-0059 黒部市石田6682 TEL (0765)54-1288
5	しらとり支援学校	知		○	○	○	〒939-2602 富山市婦中町下邑2877 TEL (076)469-5531
6	富山高等支援学校	知				○	〒939-2206 富山市坂本2600 TEL (076)467-5560
7	高岡支援学校	知		○	○	○	〒933-0987 高岡市東海老坂831 TEL (0766)23-5262
8	高岡高等支援学校	知				○	〒933-0987 高岡市東海老坂950 TEL (0766)22-5158
9	となみ総合支援学校	知・肢		○	○	○	〒939-1723 南砺市利波河1335-5 TEL (0763)52-4520
10	となみ東支援学校	知		○	○		〒939-1436 砺波市福山1149 TEL (0763)37-1553
11	富山大学人間発達科学部附属特別支援学校	知		○	○	○	〒930-8556 富山市五艘1300 TEL (076)445-2809
12	富山総合支援学校	肢・知(高)		○	○	○	〒930-0873 富山市金屋4982 TEL (076)441-8261
13	高志支援学校 (高等部こまどり分教室)	肢		○	○	○ (0)	〒931-8445 富山市道正29-1 TEL (076)438-4811
14	こまどり支援学校	肢		○	○		〒933-0062 高岡市江尻字村前1289 TEL (0766)21-5071
15	ふるさと支援学校	病		○	○	○	〒939-2607 富山市婦中町新町2913 TEL (076)469-3388

※「視」は視覚障がい、「病」は病弱、「(高)」は高等部のみ、「聴」は聴覚障がい、「知」は知的障がい、「肢」は肢体不自由を表します。

## 13 相談窓口

<p>志貴野相談支援センター (TEL: 28-8670)</p> <p>障がい者相談支援センターかたかご (TEL: 26-0808)</p> <p>あしつきふれあいの郷生活支援センター (TEL: 29-3335)</p> <p>Hub center りすの森 (TEL: 78-3156)</p>  (市 HP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスの利用援助</li> <li>・社会資源の活用や社会生活を高めるための支援</li> <li>・権利擁護のための必要な援助</li> <li>・介護相談及び情報の提供等を総合的に行っています。</li> </ul> <p>(対象) 身体・知的・精神障がい者、障がい児</p> <p>(利用料) 無料</p>
<p>富山県高岡児童相談所 (TEL: 21-2124)</p>	<p>18歳未満の子どもに関する養護、障がい、非行、育成等の相談支援を行っています。</p>
<p>富山県発達障害者支援センター (TEL: 076-438-8415)</p>	<p>関係機関と連携して、発達障がいのある方とご家族に支援を行います。</p>
<p>富山県高次脳機能障害支援センター (TEL: 076-438-2233 内線: 02)</p>	<p>高次脳機能障がいのある方並びにそのご家族の相談に応じます。(電話で相談日時予約が必要です。)</p>
<p>富山県ひきこもり地域支援センター (TEL: 076-428-0616)</p>	<p>ひきこもり状態にある本人や家族の相談(電話・来所等)に応じ、必要に応じて関係機関・グループにお繋ぎします。</p>
<p>富山県障害者職業センター (TEL: 076-413-5515)</p>	<p>職業的自立に向けた職業相談から就職支援、職場復帰、職場適応までの一貫した職業リハビリテーションサービスを行います。</p>
<p>高岡障害者就業・生活支援センター (TEL: 26-4566)</p>	<p>雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、就職支援や職場定着を図ります。</p>
<p>高岡公共職業安定所 (TEL: 21-1515)</p>	<p>障がいのある方への仕事に関する情報の提供や、就職に関する相談支援を行います。</p>
<p>高岡聴覚総合支援学校 (TEL: 63-6385、Fax: 63-5884)</p>	<p>言葉の発達が遅い、聞こえにくい、補聴器の調子が悪いなどでお困りの方の相談に応じます。</p>
<p>富山視覚総合支援学校 (TEL: 076-423-8417)</p>	<p>目のこと、見え方のことでお困りの方の相談に応じます。</p>
<p>呉西地区成年後見センター (TEL: 0766-92-0810)</p>	<p>成年後見制度の利用に関する相談に応じます。</p>



窓口一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
高岡市役所	933-8601	広小路 7-50	20-1369	20-1371
//	//	//	20-1373	20-1364
//	//	//	20-1381	20-1665
//	//	//	20-1363	20-1649
//	//	//	20-1257	20-1283
//	933-0045	本丸町7-25	20-1345	20-1347
高岡市ふれあい福祉センター	933-0935	博労本町4-1	21-7888	21-7885
高岡市社会福祉協議会	933-0866	清水町1-7-30	23-2917	26-2379
// 福岡支所	939-0132	福岡町大滝22	64-8114	64-8053
富山県障害者相談センター	931-8443	富山市下飯野36	076-438-5560	076-438-5585
富山県心の健康センター	939-8222	富山市蛭川459-1	076-428-1511	076-428-1510
富山県高岡児童相談所	933-0806	赤祖父172-1	21-2124	22-1392
富山県高岡厚生センター	933-8523	赤祖父211	26-8415	26-8464
富山県総合県税事務所自動車税センター	930-0992	富山市新庄町馬場39-6	076-424-9211	076-424-9749
高岡税務署	933-0935	博労本町5-30	21-2501	
富山県視覚障害者福祉センター	930-0077	富山市磯部町3-8-8	076-425-6761	076-425-9087
富山県聴覚障害者センター	930-0806	富山市木場町2-21	076-441-7331	076-441-7305
富山県難病相談・支援センター	930-0094	富山市安住町5-21	076-432-6577	076-432-6578
富山県発達障害者支援センター ほっぴ	931-8517	富山市下飯野36	076-438-8415	
富山県医療的ケア児等支援センター りあん	931-8517	富山市下飯野36	080-6352-4503	
志貴野相談支援センター(身体)	933-0935	博労本町4-1	28-8670	28-8673
障がい者相談支援センターかたかご(知的)	933-0935	博労本町4-1 高岡市障がい者地域活動支援センター すまいる内	26-0808	26-0809
あしつきふれあいの郷生活支援センター(精神)	933-0935	博労本町4-1	29-3335	29-3336
Hub centerりすの森(障がい児)	933-0853	上黒田269-1-1	78-3156	78-3157
高岡障害者就業・生活支援センター	933-0935	博労本町4-1	26-4566	26-4567

障がい者虐待防止相談 【窓口】 高岡市社会福祉課

電話番号 20-1369、Fax番号 20-1371 (8時30分～17時15分)  
 ※ 上記以外の時間、土、日、祝日の受付は警備室電話20-1482までご連絡ください。

障がい者団体名簿

団 体 名	事務局電話番号	事務局FAX番号
高岡市身体障害者協会	25-4947 (月・水13:30~15:30)	21-7878
高岡市手をつなぐ育成会	21-7877	21-7878
高岡地域精神障害者家族会 あしつき会	29-3335	29-3336
高岡ろう友会		26-3683
高岡市視覚障害者協会	23-4716	23-4716
富山県腎友会	076-407-5085	076-407-5086
富山県喉友会	22-4977	22-4977

【資料】

身体障害者障害程度等級表（太実線より左は第1種を、右は第2種を表す）

級別		1 級	2 級	3 級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度（I/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
内部障害	心臓	それぞれの機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		それぞれの機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓			
	呼吸器			
	小腸			
	ぼうこう又は直腸	それぞれの機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	それぞれの機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	それぞれの機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫				
肝臓				
備考		<p>1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p>		

4 級	5 級	6 級	7 級
1.視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3.両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2.両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	
1.両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		1.両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2.一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
それぞれの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
※ぼうこう又は直腸機能障害 4 級は第 2 種のみ			
それぞれの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

障がい者のための福祉ガイド

編集・発行 高岡市福祉保健部 社会福祉課  
高岡市広小路7番50号  
電話 0766 (20) 1369

